

京都の文化財

第十四集

京都府教育委員会

序 文

昭和五十七年四月に京都府文化財保護条例が施行されて以来、国指定の文化財だけでなく、府内各地に密着した文化財に対する新たな関心がはぐくまれてきました。こうした文化財は、京都の歴史や文化を理解する上で、また新しい京都の文化を創造していく上で大変重要な意味を持っています。これらの文化財を守り後世に伝えていくことは、私たち京都府民の大きな責務であるとともに、これらを礎とした新しい文化の創造と発展のために有効に活用することが、現在の生涯学習社会においてますます大切になってきています。

京都府では、条例に基づく第十四回目の指定、登録、決定等を行い、平成八年三月十五日付けで公示しました。今回の指定、登録、決定等は合わせて十六件で、これまでの合計は五二七件となりました。この内、十八件が国の重要文化財等に指定され、そして登録一件の取消しにより、現在の指定、登録、決定等の実数は五〇六件となっています。また、一件が登録から指定に変更されました。

この第十四集は、今回指定、登録、決定等を行った文化財を紹介したものです。刊行に当たり文化財所有者、関係機関各位に多大の御協力をいただいたことに対し感謝申し上げますとともに、本冊子がこれまでに刊行した十三集と併せ、府内の数多くの文化財の保護と活用に役立てば幸いです。

平成九年三月

京都府教育委員会

教育長 安 原 道 夫

凡 例

一、本図録は、第十四回京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区を収める。

二、掲載の順序は、建造物をはじめ種別ごととし、各種別内においては、原則として指定・登録の順とした。

三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。

名称 員数
(指定・登録等の別)

所在の場所

所有者

法量・構造形式等

時代

解説

四、本文は、文化財保護課職員が執筆、編集した。なお、執筆者は、各文末に記すとおりである。

目次

序 文

有形文化財

凡 例

建造物

妙覚寺本堂、祖師堂、華芳塔堂、 華芳宝塔、大門	京都市	1
禅居庵摩利支天堂	京都市	5
天満宮境内社春日神社本殿	和束町	7
境内社梅宮神社本殿	野田川町	9
倭文神社本殿		

美術工芸品

彫刻

木造聖徳太子立像	京都市（宝菩提院）	11
木造十一面観音坐像	長岡京市（観音寺）	14

工芸品

小袖袈打敷類	京都市（真珠庵）	16
石燈籠	舞鶴市（八幡神社）	19
古文書		
愚中周及・大中臣実宗連署禁制	福知山市（天寧寺）	21
春屋妙葩番匠木屋定	京都市（天龍寺）	23

歴史資料

善峰寺参詣曼荼羅	京都市（善峰寺）	25
三鈷寺参詣曼荼羅	宮津市（成相寺）	29
成相寺参詣曼荼羅		

考古資料

大田南二号墳出土品	弥栄町（弥栄町）	31
-----------	----------	----

追加指定（歴史資料）

法常寺一絲文守他歴代関係資料	亀岡市（法常寺）	33
----------------	----------	----

無形文化財

木工芸

陶芸（追加指定）	宇治市（村山 明）	36
	京都市（竹中 浩）	38

無形民俗文化財

風俗・慣習

東一口のトンド	久御山町	40
---------	------	----

文化財環境保全地区

天満宮文化財環境保全地区	和束町	42
--------------	-----	----

京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区 並びに選定保存技術件数一覧		43
---	--	----

建築物

妙覚寺

五棟(指定)

京都市上京区新町頭鞍馬口下ル下清蔵口町

宗教法人 妙覚寺

本堂

(一棟) 桁行二三、九メートル、梁行一七、八メートル、一重、入母屋造、背面突出部附属、棧瓦葺

附 唐門 一棟

祖師堂

(一棟) 桁行七間、梁行五間、一重、入母屋造、向拝三間、背面突出部附属、桁行三間、梁行一間、本瓦葺

華芳塔堂

(一棟) 桁行正面三間、背面二間、梁行二間、一重、入母屋造、向拝一間、棧瓦葺

華芳宝塔

附 華芳塔 一基

大門

(一棟) 一間薬医門、両脇潜付、切妻造、本瓦葺 棟札 六枚

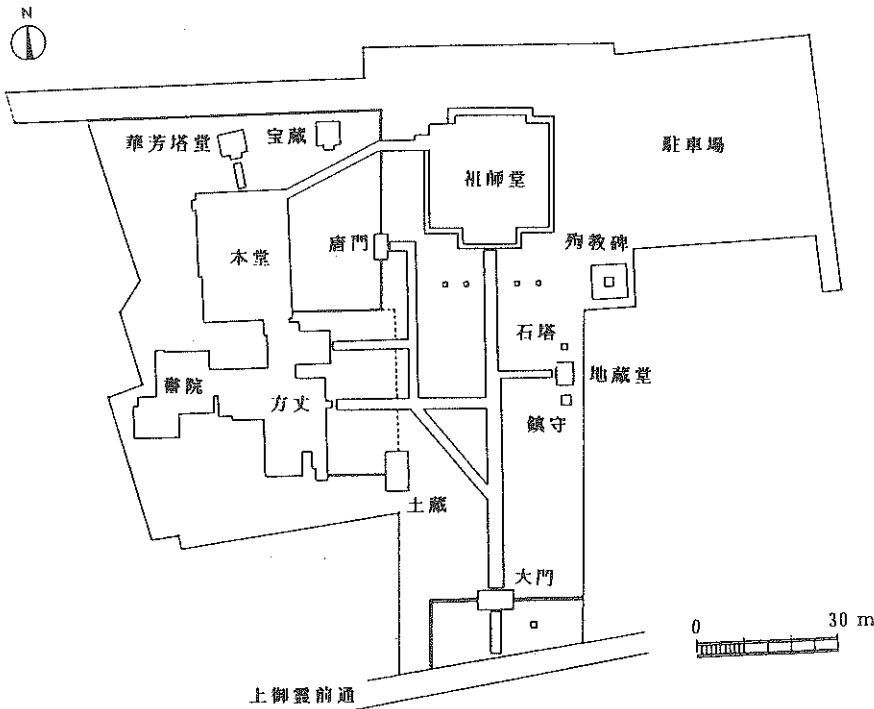
建立年代…本堂 享和年間(一八〇一～〇四)

祖師堂 天保六年(一八三五)「文書」

華芳塔堂 江戸時代前期

華芳宝塔 室町時代後期

大門 江戸時代前期

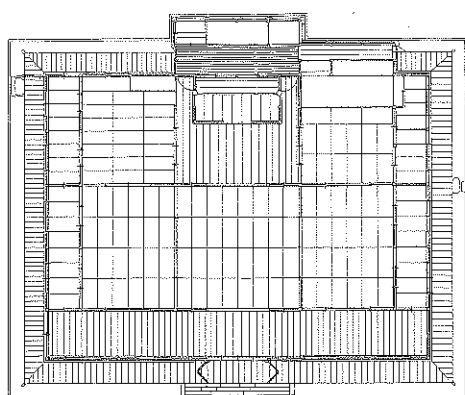


妙覚寺配置図

妙覚寺は上京区の本法寺や妙顕寺などの多くの寺院が建ち並ぶ寺之内の一面に所在する日蓮宗寺院で、北龍華具足山と号し、洛中十六箇本山のひとつに数えられる。

当寺の開山は妙顕寺朗源の弟子日實で、小野妙覚の外護を得て永和四年（一三七八）日像を開祖として開創した。はじめ小野妙覚の四条大宮の居邸で草創され、不受不施の中心的寺院として発展し、のちに二条衣棚に移された。天文法華の乱で泉州に逃れたが、天文十一年（一五四二）に許され、同十七年に旧地に戻った。現在地に移るのは天正十九年（一五九二）の豊臣秀吉の市街区改造の時である。天明八年（一七八八）に大火に遭い、現在の伽藍はその後整備されたものである。火災以前の本堂の位置に祖師堂が、その東側に仮本堂が、客殿や方丈は境内西側の一面に整備された。その後本格的な本堂は建てられず、明治に入って仮本堂が破却され、本尊が客殿に移されたため、客殿が本堂と称されるようになった。

境内は大門が南面して上御霊前通に開き、そこから北にのびる参道の先に祖師堂が南面し、祖師堂の西方に本堂と庫裏が東面して建つ。



妙覚寺本堂平面図

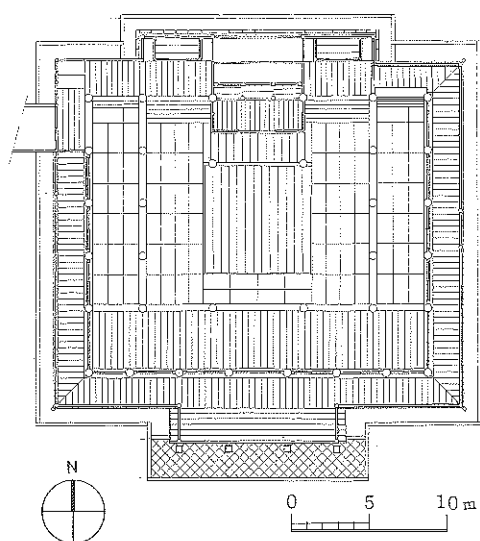


妙覚寺本堂

華芳塔堂は本堂の北方に南面して建ち、堂内に華芳宝塔を据える。

本堂は桁行二三・九メートル、梁行一七・八メートルの方丈形式の建物で府内の日蓮宗客殿としては大規模なものである。当初は客殿として建立され、後に本堂としての機能が加えられたため、改変されている部分もあるが、基本的には当初の形態が良く保存されており、正面広縁を取り込み棧唐戸を建てる点や屋根根を棧瓦葺とするなど、時代をよく示した日蓮宗客殿の典型的なものである。

祖師堂は、天明火災後に寺の中心的な堂宇となったもので、日蓮と日朗、京都に初めて日蓮宗を布教した開山日像を祀る。外陣正面は日蓮系諸宗本山本堂に見合う七間とするが、外陣側面を一間、内外陣の境は桁行五間とするなど祖師堂で用いられている柱間となり、他の本堂には見られない平面構成を持つ。外陣を吹き放ちとせず、内部に取り込んでいるのは江戸時代後期によく用いられている手法である。祖師堂は、祖師を安置する堂でありながら、中心堂宇としての機能が期待された堂であり、そのため規模や形式が洛中日蓮系諸宗本山本堂に準じるものとなり、平面構成も複雑になったと考えられる。



妙覚寺祖師堂平面図



妙覚寺祖師堂

華芳塔堂は華芳塔を安置する堂で、堂内には木造の小型宝塔である華芳宝塔を据え、その華芳宝塔内部に華芳塔（石造宝塔）を収める。華芳宝塔及び華芳塔は天明大火での焼失を免れたものである。

華芳塔堂は正面三間、側面二間で前面に一間の向拝を設け、堂内を前後に二分し、前方を四半敷きの床に、後方を仏壇として、仏壇中央に華芳宝塔を据えている。華芳塔堂の建立年代は明らかではないが、幕股や虹梁の絵様などから江戸時代前期と考えられる。

華芳宝塔は塔身の直径が八三センチメートルの小型の宝塔であるが、正面に木階を備え、高欄を付し木造基壇の上にたつ本格的なものである。四手先組物、二軒扇垂木で、軒隅はかなり強い反りをもつ。屋根は本瓦形板葺で、銅製の九輪を載せる。塔身は正側面の三方に板扉を装置し、板扉には狩野元信筆と伝えられる人物像を描く。建立年代は形式手法よりみて室町時代後期のものと考えられる。

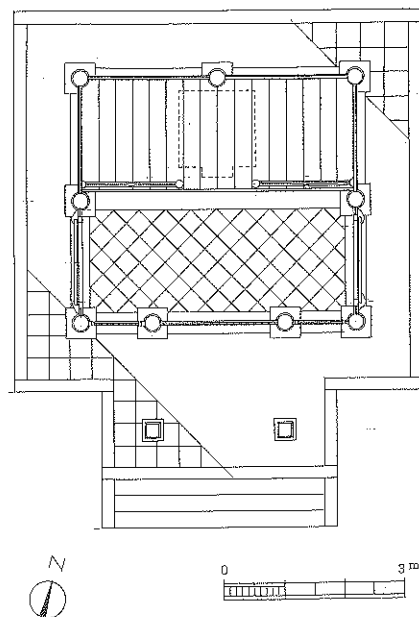
華芳塔は伝えによると、日蓮が自ら作った石造宝塔に、自ら書写した法華経を取めたとされ、はじめ日蓮が比叡山で勉強していた時に住まいとしていた定光院にあったものが、織田信長の焼打ののち当寺に移されたといわれている。石造宝塔は実際かなりの損傷を被り、形がくずれているが、鎌倉時代の特徴を示している。

大門は本瓦葺、切妻造の一間薬医門で、男梁の上に大きな板幕股を載せる。板幕股は外側で下巻渦、内側では二段の上巻渦をつけるが、これはあまり例をみない。渦文の溝は丸のみで彫り込まれており、渦文そのものはやや力感に欠ける。一説に聚楽第の遺構とするが、格別の根拠がある訳ではない。元禄頃（一六八八―一七〇四）の状況を示す境内図には大門は境内東側南寄りに描かれている。大門が現在のところに移ったのは昭和三〇年代で、各所に移転の際に施されたと考えられる補修材が見られる。建立年代は明らかでないが、形式手法からみて十七世紀中頃を下らないとみられる。

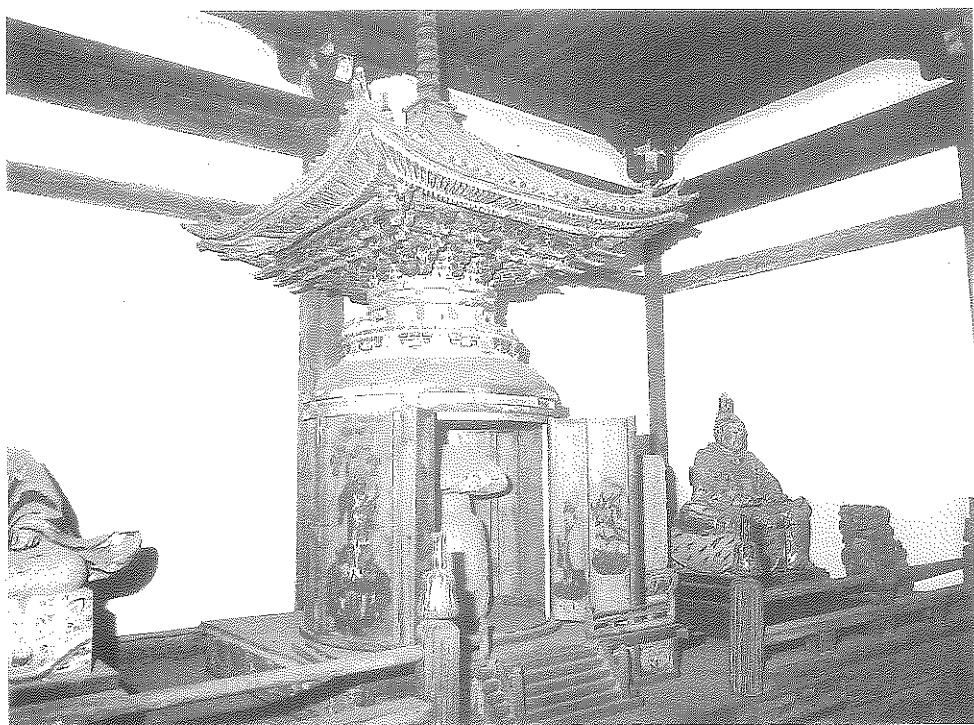
妙覚寺は広い境内の中心に江戸時代後期建立の祖師堂、その西側に本坊の建物を配している。さらに当寺には日蓮宗の開祖の日蓮が自ら作ったという、鎌倉時代の特徴をしめす石造の華芳塔が現在も伝えられている。その華芳塔を取める華芳宝塔は室町時代の作であり、それ



妙覚寺華芳塔堂



妙覚寺華芳塔堂平面図



妙覚寺華芳宝塔・華芳塔

らを安置する華芳塔堂は江戸時代初期の建立とみられる。このように妙覚寺は中世から近世後期にかけての、各時代の建造物が存在している点が高く評価される。
(吉田 理)



妙覚寺大門

禪居庵摩利支天堂

一棟(指定)

京都市東山区大和大路通四条下ル四丁目小松町

宗教法人 禪居庵

桁行三間、梁行二間、一重もこし付、入母屋造、向拝桁行二間、梁行一間、唐破風造、妻入、本瓦葺

附 棟札 二枚
建立年代 室町時代後期

禪居庵は京都市東山区にある臨済宗建仁寺派の山内塔頭で、西側は大和大路、南側は八坂通に面する。建仁寺は中世期において京都五山の一つに数えられるなど室町幕府の特別の保護を受けて繁栄した。

禪居庵の開山は中国福州連江出身の清拙正澄で、嘉暦元年(一二三二)に来朝し、鎌倉の建長寺、淨智寺、円覚寺を歴住したのち、元弘三年(一一三三)に建仁寺の住持となった。禪居庵の創建は清拙正澄が在京した元弘年間(一一三二―一一三四)である。

禪居庵は建仁寺の南西隅に位置し、境内は東西にほぼ二分される。東側は禪居庵本坊が占め、東面して表門を建仁寺本寺に開き、表門の北西に庫裏が南面する。書院は庫裏の南西に接して東面する。一方西側は禪居庵の境内仏堂である摩利支天堂の寺地が占める。摩利支天堂は書院の南西に位置し南面して建ち、門を八坂通と大和大路に開ける。このように禪居庵は塔頭寺院としての性格と、街に開かれた仏堂を持つ寺院という性格を合わせ持っている。

摩利支天堂は清拙正澄のもたらしたとされる摩利支天像を祀る堂で、今もなお広く大衆の信仰を集めている。正面約十一メートルの正方形平面を持つ一重もこし付仏堂で、正面には唐破風造の向拝を設ける礎盤上に棕付きの柱を立て、頭貫、台輪を載せ、身舎の軒は禪宗様二手先詰組、もこしの軒は花肘木でそれぞれ本瓦葺の屋根を支える。

平面は桁行三間、梁行二間の正方形平面の身舎にもこしがついた形式になる。全国的には正方形平面の一重もこし付禪宗様仏堂はよくみられるが、京都府内では唯一の中世遺構である。

建物内部は身舎全面を鏡天井で仕上げ、床は四半敷きで、もこしの



禪居庵摩利支天堂

一部に畳を敷き、来迎柱前面に禅宗様須弥壇を構え、背面のこし部分には中央間を除いて脇壇を設ける。

現在の摩利支天堂は、織田信長の父である織田信秀が天文十六年（一五四七）に建立したとされる。その後、江戸時代の元禄年間（一六八八～一七〇四）に須弥壇まわりを整備し、享保十三年（一七二八）にもこし部分を修理し、この時に身舎柱の一部を移動するなど平面を改変している。安政三年（一八五六）には正面向拝を付け加え、明治八年（一八七五）には小屋組の修理をしている。

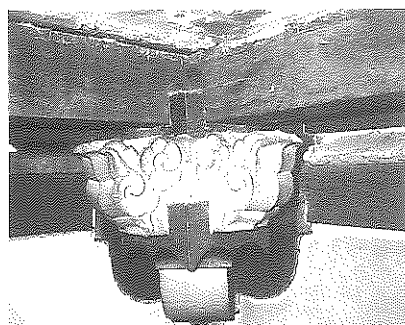
身舎の細部意匠をみると、当堂と同時期に建立されている禅宗様仏堂よりもやや古風である。細部意匠のうち頭貫鼻、妻飾りの大瓶束の結綿などは、室町時代前期に建立された東福寺の諸堂宇のものと類似している。組物の肘木先端の木鼻、内部隅組物の装飾された拳鼻、隅木の持送などの意匠は類例が少ない。

摩利支天堂は京都府に残る中世禅宗様建築のうち、正方形平面を持つ唯一の一重もこし付仏堂で、特徴的な細部意匠を持つ貴重な建築である。また中世には塔頭の境内仏堂であったものが、近世には大衆の信仰を集め、禅居庵本坊や建仁寺本寺から独立した性格を持つ仏堂へと転換していくという興味深い実例を示すものとしても貴重である。

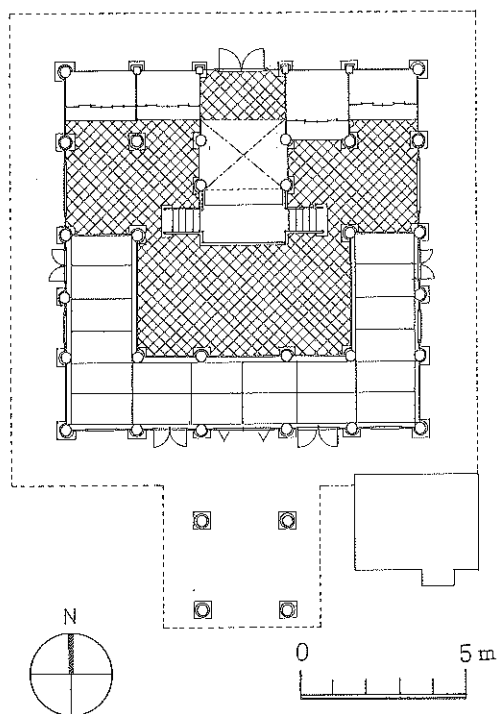
（吉田 理）



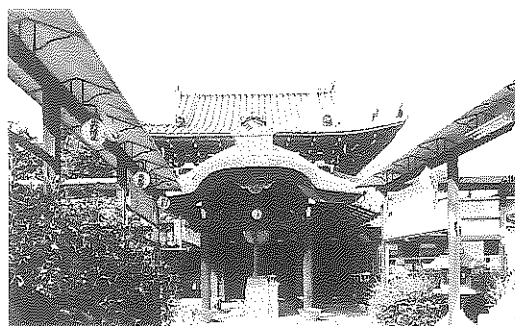
禅居庵摩利支天堂身舎頭貫木鼻



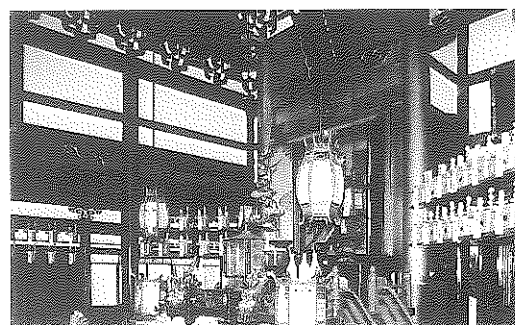
禅居庵摩利支天堂内部挙鼻



禅居庵摩利支天堂平面図



禅居庵摩利支天堂正面



禅居庵摩利支天堂内部

天満宮

二棟（登録）

相楽郡和東町大字園小字大塚

宗教法人 天満宮

境内社春日神社本殿 （一棟） 一間社春日造、檜皮葺

境内社梅宮神社本殿 （一棟） 一間社春日造、檜皮葺

附 境内社八幡宮本殿 一棟

建立年代…境内社春日神社本殿 江戸時代前期

境内社梅宮神社本殿 江戸時代前期

天満宮は和東町の中央部、和東川右岸の丘陵上に位置する。社伝によれば建長三年（一二五二）、一説では永観年間（九八三―八五）の勧請という。現本殿は貞和四年（一三三八）建立の一間社流造、檜皮葺で、重要文化財に指定されている。

天満宮の境内地には数多くの多様な境内社が点在している。社殿は、形式では流造と春日造が混在し、規模も天満宮本殿と同程度のものから祠程度のものまである。

このうち、境内社春日神社本殿は、天満宮本殿の北方約一五〇メートルの藪蒼とした森の中に鎮座する。天満宮の創立を遡る宝龜三年（七七二）の勧請と伝え、中・近世には天満宮と並んで和東仙郷の惣社であったという。

社殿はやや大きめの一間社春日造で、外観は細部に至るまで端正に造られている。身舎内部は四組の両開戸で間仕切つて内々陣を設け、春日大社と同じ四神を祀る。社殿の建立年代は、向拝木鼻の絵様や向拝柱の面の取り方から江戸時代前期と推測できるが、向拝中備の臺股のみは古様を留めており、緩やかな輪郭と左右対称の意匠をもつ。また、非常に緩やかな意匠の海老虹梁や、向拝を繋垂木、身舎を疎垂木とする軒の構成に特徴があり、建築技法の地域性を感じさせる。

境内社梅宮神社本殿は、天満宮本殿と春日神社本殿のほぼ中間、社叢の少し開けた広場状の土地に鎮座する。社殿は一間社春日造で、境内社春日神社本殿よりやや小さく簡素化された部分もあるものの、ほ

は同じ形式を持つ。細部意匠もよく似ており、ほぼ同じ時期かやや下がつた年代の建立とみられる。社殿は明治一〇年（一八七七）に場所を遷しており、この時の棟札には、寛永八年（一六三一）に上棟し、その後二十回の修復をして現在に至るとの記述がある。形式手法からみてこの頃の建立と考えて差し支えないだろう。

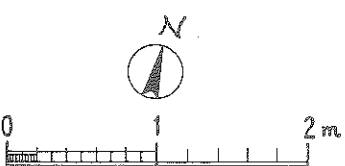
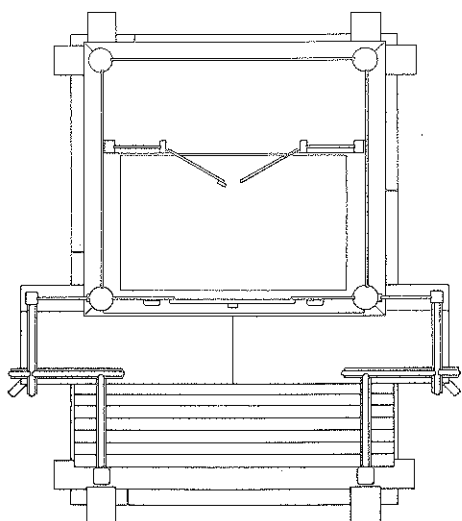
このように、天満宮には優れた形式と意匠をもつ境内社二棟が残されている。これらの境内社は、和東町内では天満宮本殿に次ぐ古い遺構であり、細部には地域的特徴がみられるなど貴重である。また、春日造社殿の存在は興福寺領との関係を示すものと考えられ、地域の歴史を考えていくうえで価値が高い。

なお、梅宮神社本殿の北脇には、境内社八幡宮社本殿が位置する。一間社流造の社殿で、小振りながらも整った形式を持つ。細部意匠は先の二つの社殿とはやや異なっており、若干時代も下るものと思われるが、神社景観を構成する一要素として貴重である。

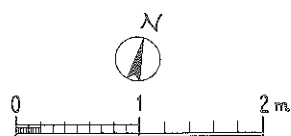
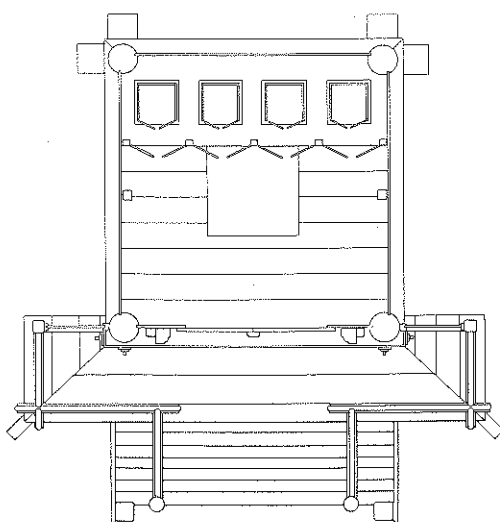
（島田 豊）



天満宮境内社春日神社本殿



天満宮境内社梅宮神社本殿



天満宮境内社春日神社本殿



天満宮境内社梅宮神社本殿（中央）・境内社八幡宮本殿（向かって右）

倭文神社本殿

一棟（登録）

与謝郡野田川町字三河内
宗教法人 倭文神社

桁行一間、梁行一間、一重、入母屋造、向拝一間、軒唐破風、銅板葺

建立年代：江戸時代後期 文政四年（一八二二）〔歴代記〕

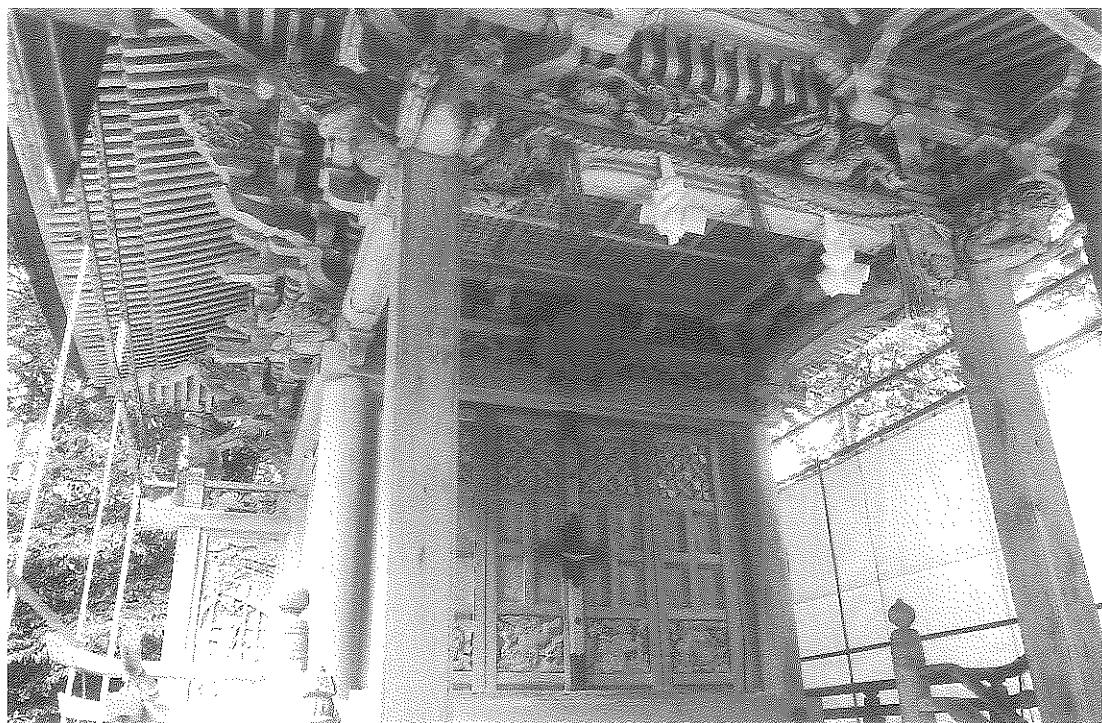
倭文神社は、与謝郡野田川町三河内に所在する旧府社で、織物を始めた祖神という天羽槌雄神を祀る。創立に関しては詳らかでないが、当初は三河内の箴村に鎮座し、その後貞応二年（一二三三）に現在の地に遷座したと伝える。江戸時代には石崎大明神と称していたが、明治になって倭文神社と改められた。

本殿は入母屋造、銅板葺の標準的な規模の一間社で、正面に軒唐破風付の向拝を付ける。正・側三方に縁が廻り、正面に木階と浜縁が張られている。身舎正面には双折れ棧唐戸を、両側面には両開き板戸を立てる。内部は両開き板戸一扉で、前後に内陣と内々陣に分けられている。身舎柱は地長押、内法長押、台輪で固められ、組物は尾垂木付きの二手先組で、その上に化粧桁を廻した上に、もう一段三斗組物を置いて丸桁を載せ、垂木を受けるといった特徴的なものである。向拝の組物は出組で、身舎と向拝の繋虹梁上にも組物を置き、天井は組入格天井につくる。向拝に天井を設ける例は、宮津・成相寺鎮守堂（延宝四・一六七六）、同・日吉神社本殿（貞享五・一六八八）をはじめとして、江戸時代を通じて丹後地方の神社本殿にみられる特徴である。

本殿の建立年代は、社蔵の「歴代記」の文政四年（一八二二）の条に「是年 三河内石崎大明神再興有之候」とあって、これを充てるのが妥当であろう。

倭文神社本殿は、軒廻りの構造に工夫を凝らして空間を作り出し、そこに彫物を満たして建物を飾りたてている。その装飾は軽快で、神の座す建物の清楚さは失われていない。近世後期の本殿建築装飾化の到達点の代表と評価され、その価値は高いものがある。

（吉田 理）



倭文神社本殿

美術工芸品

木造聖德太子立像

一軀（彫刻・指定）

像内に仏子聖戒、仏子聖阿弥陀仏ほかの銘があり、頭部内に木造阿弥陀如来立像一軀を納める

京都市西京区大原野南春日町二二三—二

宗教法人 宝菩提院

法量	像高	七〇・四cm	頂—額	一五・六cm
	面幅	一〇・三cm	耳張	一一・四cm
	面奥	一一・三cm	臂張	一一・七cm
	胸厚	一一・五cm	腹厚	一一・五cm

時代 鎌倉時代

形状は童子形で上半身を裸形とし、下半身に袴を着し、裳裾を後方に敷いて立つ。帯を結んだ余りを右方にたらす。両手を合掌して上畳上に立つ。

木造（ヒノキカ）で、寄木造、彩色を施し玉眼を嵌入する。頭部は阿耳半ばの位置で前後に二材を知ぎ、体部もほぼ体側で前後に二材を知ぐ。体部前面材は頸部三道下で横に鋸を入れて截り、そこに頭部前面材の下端と両肩材を載せているようである。両手は肩・臂・手首で繋ぐ。袴裾にも別材を知ぐ。腰帯の結びと余り部に後補の別材を知ぐ。像内全面に内割りを入れて、玉眼を嵌入する。表面は布貼り、黒漆地、彩色仕上げ。顔は漆箔、肉身部は肉色であるが一部に朱色着彩が見られる。袴は朱色。像底に二箇の丸孔（径二・三センチ、深さ三・二センチ）を穿つ。像内後頭部に棚状の造り出しを彫り残し、その上に阿弥陀と思われる木造如来立像一軀を置く。

保存状況は腰帯の結びと余り部及び台座の一部を後補とする他は良好である。

宝菩提院はもと向日市寺戸にあった天台宗寺院で、もと願徳寺と号す。西京区の勝持寺（花の寺）に隣接した現在地に移転したのは昭和四八年のことである。

当寺の本堂に木造如意輪観音坐像（国宝）、木造薬師如来立像（重要文化財）と並んで立つ本像は、聖徳太子が二歳の春に東方に向かつて合掌し南無仏と念仏を唱えたという伝説にちなみ制作された像で、いわゆる南無仏太子像と言われるものである。太子像にはこの他、七歳（経論披見）像・十六歳（孝養）像・摂政像があり、これらはいづれも正暦三年（九九二）に著わされた『聖徳太子伝暦』に準拠しているが、その遺例は鎌倉時代の太子信仰の盛行にともなうて制作されるようになるため、鎌倉時代の早い時期までの作例は知られていない。二歳像の造立については、『吾妻鏡』承元四年（一一一〇）十一月二日条を初見とするが、制作年代の明らかかなもので、一三世紀にさかのぼるものは米國セッジウィック・コレクション像（正応四年銘（一二九二）のみで、一四世紀に入ると、尾道市浄土寺像（建武五年（一一三八）像内銘文、仏師院勢作、重要文化財）、神戸市善福寺像（仏師法印湛幸作、重要文化財）等を始めとして作例がにわかに増加する。

本像でさらに注目すべきは、頭部内に木造阿弥陀如来立像一軀を納入する他、頭部・胎内におびただしい銘文が記されていることである（赤松俊秀氏の調査記録及び解体修理写真）。年記、仏師名等を欠く点は惜しまれるが、像内に三三の南無阿弥陀仏の名号と釈迦・大日・薬師・弥勒の如来名を記し無量寿経・観経・阿弥陀経等の経文のほか、さらに埋められた一片の木札のうちの二片に「一遍上人」「如仏」「行阿弥陀仏」「覚阿弥陀仏」等の名が記され、「仏子聖戒敬白」とある。聖戒は一遍の異母弟とされ、正応二年（一二八九）一遍死去後「一遍上人絵伝」の詞章を書いた人物として知られる。一遍没後の正応四年の春に聖戒は八幡の地の大勢の人々の帰依を得て石清水八幡宮山下に善導寺を開いて綴喜郡一帯で布教したとされる（『開山弥阿上人行状』）。残念ながら本像が宝菩提院に存する由縁については明らかにし得ないが、しかし、かつて当院が所在した向日市寺戸と石清水八幡宮とは淀川を挟んで直線で約二里の距離にある。これらを勘考すれば、本像は

聖戒が一遍とその父如仏（河野通広、弘長三年（一二六三）没）等の
菩提を弔うための造像で、一遍の没した正応二年をあまり時を経ずし
て制作されたものと考えられよう。なお聖戒の没年は元亨三年（一二三
二）であり、制作の下限を押さえることが出来る。

本像は通形の南無仏太子像であるが、童形の愛らしいふっくらとし
た体躯にひきしまった面相は太子の聡明さをよく表わしており、彫技
も巧みで保存状態もよく優れた作柄を示している。さらに造主名を明
らかにする一二世紀末葉までさかのぼる可能性を有する古像の一例で
あり、とりわけ時宗の開祖一遍上人やその周辺の信仰の内容を窺う上
でも宗教史上貴重である。

（石川登志雄）



右側面



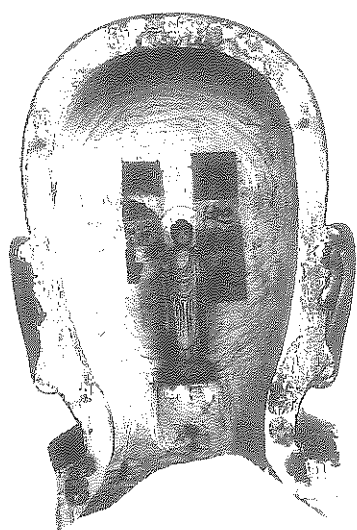
正面



背面



正面拡大



頭 部 内



体部前面像内銘文



体部後面像内銘文

木造十一面観音坐像

像内に文和四年六月二日大仏師肥後法眼秀弁の銘がある

長岡京市東神足二丁目二番四号

宗教法人 観音寺

一躯（指定・彫刻）

法量	像高	八三・三 cm	髪際高	五八・九 cm
頂	顎	三八・五 cm	（頂上仏面を含む）	
面	長	一六・五 cm	耳	張 一七・三 cm
面	奥	一七・八 cm	臂	張 四三・四 cm
胸	厚	二六・七 cm	（右）	
膝	張	五七・六 cm	腹	厚 三〇・二 cm
膝	高	一三・五 cm	座	奥 四六・〇 cm

時代 南北朝時代（文和四年、一三五五年）

木造（ヒノキ造り）、寄木造で、彩色、截金を施し、玉眼を嵌入する。頭部は耳後の位置で前後に二材を短ぎ、さらに面相部に別材を短ぐ。体部は前後二材とし、頸部下に首柄を設け、三道下で両者を接合する。両体側部に各一材を短ぐ。左袖先に別材を短ぐ。両脚部は横木一材。右手先は別材でつくり、袖口に挿入する。左手先は水瓶の胴部と共木で彫出し、左袖口に挿入する。瓶の頸部と中に差した蓮華は別材製。内剣を入れ玉眼嵌入。

表面の肉身部を粉溜、着衣部には粉溜地の上に宝相華唐草文の盛上げ彩色を施す。裳は四ツ目菱入り変わり七宝繋ぎ文（截金）、袈裟の表は田相に卍繋ぎ文（截金）、条葉に雲唐草文（盛り上げ彩色）、裏は麻葉繋ぎ文（截金）、偏衫の表は龍目に辻飾り付き変わり七宝繋ぎ文（截金）の地に花文散らし（盛上げ彩色）、同縁は花唐草文（盛上げ彩色）で装飾する。

形状は髻頂に仏面を戴き、地髪上に菩薩面十一面（一面は欠失）を載せる。その配置は十二面の化仏を三段に分け、下段に六面（正面に忿怒相、その左右各二面に菩薩相、背面は欠失）、中段に五面（正面に大爆笑相一面、その左右に忿怒相各一面、後方に菩薩相二面）、上段に仏面という構成で、本来右方にあるはずの牙上出相三面に代えられて

いるようである。またその配置の乱れは明らかであり、かつ正面の忿怒相の位置には化仏が置かれていたはずで、後方の欠失する位置に大爆笑相が置き直されたのであろう。白毫をあらわし、耳朶環状。

覆肩衣（偏衫）と袈裟を着し、左手に水瓶を執り、右手は膝上で第一・三指を捻じ、第四指を曲げる。両足を法衣の下に隠すように左足外側にて結跏趺坐する。

保存状況は化仏一軀・牙上出相三面を欠失し、宝冠・光背・敷き茄子以下の台座の一部を後補とする他は、台座も含めて概ね完好である。

本像のある観音寺は長岡京市の勝龍寺城の東隣に位置する浄土宗寺院である。像内胸部に次のような墨書があつて、制作の年代・願主・仏師名等を知ることができる。

当代覇主將軍源尊治／住持比丘壽山昌永／大願主比丘寂悟／常光寺観音像／旦那願主光信／大仏師肥後法眼秀弁／文和三年乙未六月二日安座之

これによれば、本像が文和四年（一三五五）常光寺の住持壽山昌永、大願主寂悟、旦那願主光信等により、当寺の観音像として大仏師肥後法眼秀弁に制作させたことがわかる。当代覇主將軍源尊治については、尊治は後醍醐天皇の実名であつて延元四年（一三三九）に死去しており、後醍醐天皇から尊の一字を賜り高氏から尊氏と改めた足利尊氏のことを誤って記したとも考えられる。常光寺については、『近江国輿地志略』の甲賀郡上田村常光寺の項に「上田村に在、大慶山常光禪寺と号す、建武年中の開基、本尊十一面観音恵心の作、云々」とあつて、滋賀県甲賀郡に所在した禪宗寺院である。通常の観音像の上半身の服制は条帛と天衣を着するが、本像は如来像のごとき納衣・偏衫を着用する。これは、本像が禪宗寺院常光寺の本尊として制作されたことと無関係ではなからう。願主・旦那等については、旧常光寺の二天像の一つ毘沙門天立像の像内墨書銘によつて、応安六年（一三七三）に旦那光信、願主壽山第四代長老、願主寂悟ら観音像造立に携わった三人が再び一緒になつて、仏師三条民部法橋・同三位法橋の兩人にその制作にあたらせたことが判明する。

また、大仏師肥後法眼秀弁については、暦応三年（一三四〇）に大



左側面



正面



像底



正面拡大

仏師法橋秀弁の名で僧長弁とともに、かつて近江国甲賀郡大鳥神社の神宮寺であった河合寺の本尊木造弥勒如来坐像（現在滋賀県甲賀郡榛野寺蔵）を制作していたことが、その膝前の墨書銘によって判明する。目鼻立ちや口元の表情、また胸から腹前にかけて弧を描くような衣文の処理の仕方など彫技に共通する特色が大きい。

本例は制作年代、願主・仏師名の判明する南北朝彫刻の基準作例として貴重である。

（石川登志雄）

こそでぎれうらしきる
小袖裂打敷類

背裏に文亀元年ほかの墨書銘がある

十六枚 (指定・工芸品)

京都市北区紫野大徳寺町五二

宗教法人 真珠庵

法量 目録のとおり

時代 中国・明時代・江戸時代

大徳寺の塔頭真珠庵に伝来した打敷類十六枚である。このうち、もつとも遡るのは一番で、文亀元年(一五〇一)に祖溪宗臨(宇和屋四郎左衛門)によって寄進されたことが墨書によって判明する。表地の繡珍は中国明時代の特色を示し、小袖裂ではないが、室町時代後期に輸入された織物の基準的な資料として貴重である。

二番から十六番までは女性の着用した小袖か振袖を仕立て直したもので、その多くは正方形に近い形状をなし、四辺に身頃をとり回して額縁風の縁をつくり、中央の鏡部分に袖・襟・衿を継ぎ合わせ、ほぼ小袖形に復原が可能な裂が揃っていると考えられる。このうち、寄進銘などの年紀を有するものは、元和六年(一六二〇) 銘二枚(三番・四番)、寛永十六年(一六三九) 銘一枚(六番)、宝暦八年(一七五八) 銘二枚(一三番、一四番)、安永五年(一七七六) 銘一枚(一五番)、寛政五年(一七九三) 銘一枚(一六番)の計七枚である。また十二番の打敷は裏面の墨書と過去帳との照合から享保九年(一七二四)のものとなる。残る七枚は年紀を有しないが、その意匠や刺繍・摺箔・絞染・繡箔などの文様表現の技法には桃山時代末から江戸時代後期に及ぶ小袖の特色を伺うことができる。これらの打敷は、その裏裂に記された年紀や奉納意図をもなった寄進者名などの墨書から、真珠庵に縁の深い人物にかかわる着用者の死後あるいは生前に、その菩提供養や未来安穩を念じて奉納されたものがほとんどである。

以上のように、真珠庵に伝来する打敷類には室町時代に明から輸入された織物をはじめ、そのほか作期をほぼ明らかにできる近世の染織史、服飾史上の基準となる遺例が含まれており、とりわけ基準資料の少ない江戸時代初期の作品を含むことは注目され、また本来の小袖の

姿に復原が可能であることもきわめて貴重である。

(石川登志雄)

真珠庵小袖裂打敷類目録

一 紅地斜格子に唐花文様繡珍裂

法量 縦一二九・〇cm×横一二七・五cm

時代 中国・明時代

墨書 真珠庵公用／文亀元年辛酉十二月／祖溪宗臨居士寄

附(江戸時代の転写か)

品質 表地紅地繡珍、裏地紅平絹

二 茶練貫地段替草花鷺扇散らし文様繡箔裂

法量 縦一六一・〇cm×横一七五・〇cm

時代 桃山時代

墨書 真珠庵公用

品質 表地茶練貫、裏地黄練貫

三 紅白綸子地籬に草花文様絞繡箔裂

法量 縦一五九・〇cm×横一七三・〇cm

時代 江戸時代初期(元和六年銘)

墨書 紫野真珠庵常住公用／江菴法眼優美長松居士寄進 五

片内／元和六庚申小春念一日

四 茶縮緬地裂

品質形状 表地紅白共裂雲珠文綸子、裏地紅平絹、拾仕立

法量 縦一四六・〇cm×横一五〇・〇cm

時代 江戸時代初期(元和六年銘)

墨書 真珠庵公用／江菴法眼寄進 五片内／元和第六小春念

一 品質形状 表地無地茶色縮緬、裏地水浅葱平絹、拾仕立

五 紫綸子地草花円散らし文様絞繡箔裂

法量 縦一八三・〇cm×横一八三・〇cm

時代 江戸時代初期

墨書 なし

品質形状 表地は綸子、裏地は紅平絹、拾仕立

六 白繻子地丸に三つ葉葵紋散らし文様繡裂

墨書 真珠襖菴公用／後西院女御御寄附

法量 縦一九九・五cm×横一九二・八cm

時代 江戸時代前期(寛永十六年銘)

品質形状 表地白繻子、裏地紅絹、袷仕立

七 黒紅染分縷子地立涌に鉄線花と唐花紋散らし文様絞繡箔裂

法量 縦一九五・五cm×横一九八・〇cm

時代 江戸時代前期

墨書 真珠菴公用

品質形状 表地黒紅染分縷子、裏地紅平絹、袷仕立

八 蘇芳縷子地葡萄に網干円文様絞箔裂

法量 縦一六二・〇cm×横一六〇・〇cm

時代 江戸時代前期(寛永十六年銘)

墨書 真珠襖菴／奉寄附長谷慈永禪定尼／寛永十六卯年／七月廿一日

月廿一日

品質形状 表地蘇芳染縷子、裏地紅平絹、袷仕立

九 黄縮緬地雪輪に梅「鶯」文字文様絞摺裂

法量 縦一九三・〇cm×横一四五・〇cm

時代 江戸時代前期

墨書 なし

品質形状 表地黄縮緬、裏地紅平絹、袷仕立

一〇 紅縷子地竹に小花文様絞繡裂

法量 幅一〇〇・二cm×奥行三八・九cm×高八一・五cm

時代 江戸時代前期

墨書 なし

品質形状 表地紅縷子、裏地紅平絹、袷仕立

一一 黒統地籬に牡丹唐草文様絞繡裂

法量 縦一八七・〇cm×横一八二・〇cm

時代 江戸時代中期

墨書 真珠庵公用

品質形状 表地黒統、裏地白平絹、袷仕立

一二 紅縮緬地梅樹に雜宝文様絞繡裂

法量 縦一二〇・〇cm×横一二四・〇cm

時代 江戸時代中期

墨書 為光山秋月童女 寄附

品質形状 表地紅縮緬、裏地紅平絹、袷仕立

一三 白縷子地雪輪に芽張り柳文様染繡裂

法量 縦一七四・〇cm×横一七九・〇cm

時代 江戸時代後期(宝暦八年銘)

墨書 為智明院殿秋岳栄昌大姉／難波宰相宗城卿寄附／宝暦

八戊寅年九月十五日

品質形状 表地白縷子、裏地紅絹、袷仕立

一四 紅縷子地鳥兜に楓文様絞染繡裂

法量 縦一五九・五cm×横一六〇・五cm

時代 江戸時代後期(宝暦八年銘)

墨書 為智明院殿秋岳栄昌大姉／難波宰相宗城卿寄附／宝暦

八戊寅年九月十五日

品質形状 表地紅縷子、裏地紅絹、袷仕立

一五 白地桜に花亀甲文様染繡裂

法量 縦一六〇・五cm×横一六〇・五cm

時代 江戸時代後期(安永五年銘)

墨書 為顯性院殿德嚴宗隣大居士／高津殿寄附／安永五丙申

年八月十九日

品質形状 表地白縷子、裏地紅絹、袷仕立

一六 紫縮緬地鶴に波文様繡裂

法量 縦一五九・〇cm×横一六四・〇cm

時代 江戸時代後期(寛政五年銘)

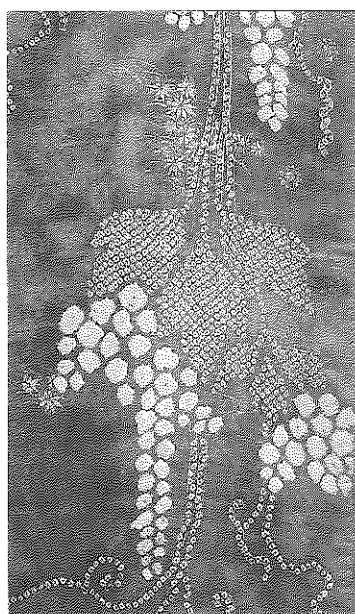
墨書 為祥山瑞応居士七回忌／以智証信女遺命寄附／寛政五

年癸丑春記之

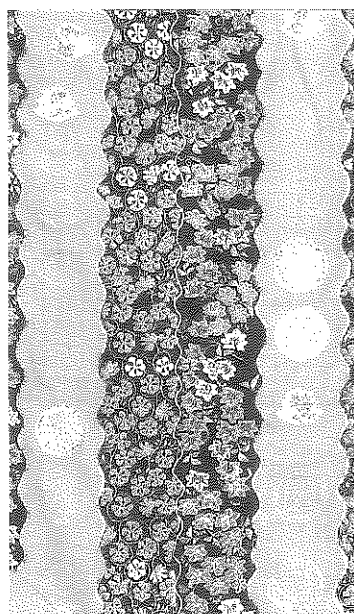
品質形状 表地紫縮緬、裏地紅平絹、袷仕立



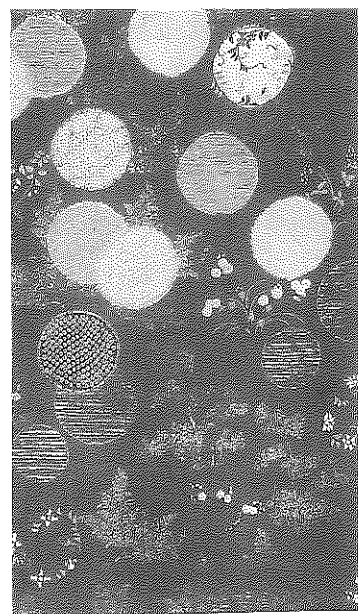
紅白綸子地籬に草花文様絞織箔小袖裂打敷



蘇芳綸子地葡萄網干文様絞箔小袖裂打敷



黒紅染分綸子地立湧に鉄線花と直草散らし文様絞り織箔小袖裂打敷



紫綸子地草花円散らし文様絞織箔小袖裂打敷

石燈籠

一基（指定・工芸品）

竿に「貞治三年八月廿五日」の銘がある

舞鶴市宇河辺中小字村下三五四―二

宗教法人 八幡神社

法量 総高三九・〇cm（宝珠・基礎） 基礎高三一・一cm

竿高六四・〇cm 中台一八・〇cm 火袋高三九・一cm

笠高三〇・八cm 請花一六・〇cm 宝珠高二五・八cm

時代 南北朝時代（貞治三年、一三六四年）

石英安山岩製。八角形、円筒竿、火袋大面取りの石燈籠で、基台石はない。

基礎は正八角形で、側面に格狭間を彫り、その上に八角形の一段の造り出しを設け、複弁の伏蓮華文の敷座をつくって、さらに単弁の仰蓮華座を設け、その上に円形の一段の造り出しを付ける。

竿は円筒形、三節につくり、上下節は帯二条、中節は子持三条とする。

中台は八角形で、下面に十六蓮弁の仰蓮華を刻出する。側面各二区に分ち、中は無文。さらに上面に八角形一段の造り出しを設ける。

火袋は各面上、中、下の三段にわけ、正背両側に方形の火口をつくり、火処は底平にして円盤形を造りだす。上段は縦に櫛子を刻し、下段は火口面・大面取りともに一区とし、格狭間を刻む。中段の大面取りの部分二面には、蓮台上に座す胎藏界大日如来像、定印阿弥陀如来像を刻出し、ほかの二面には蓮華上月輪内に観音・勢至菩薩の種字を刻する。

笠は丈高く、先に蕨手をつくり、その上に八角形の露盤を作り出す。請花・宝珠は別石で、柄差しとする。

竿の部分に次ぎの銘文がある。

「貞治三年八月廿五日」

保存状況は傘の部分の割れ損を繕った跡があるが、その他は総じて良好である。

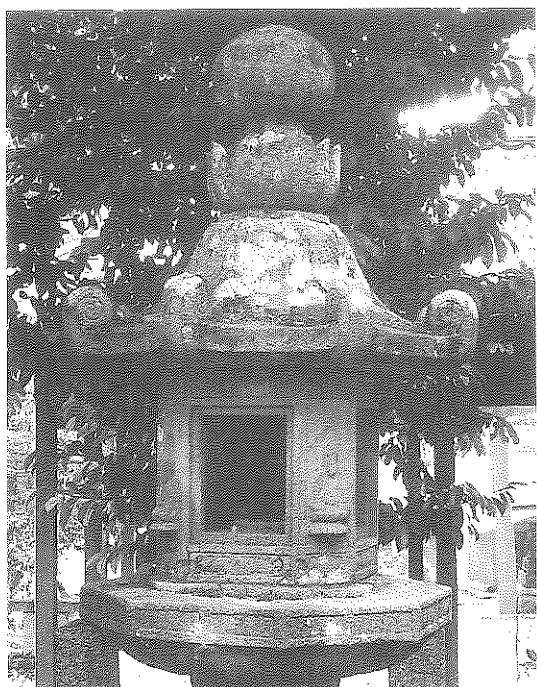
舞鶴市東部の大浦半島中央部にある八幡神社は、中世は醍醐寺領志

楽荘河辺村の中心部にあった村落の中核神社である。

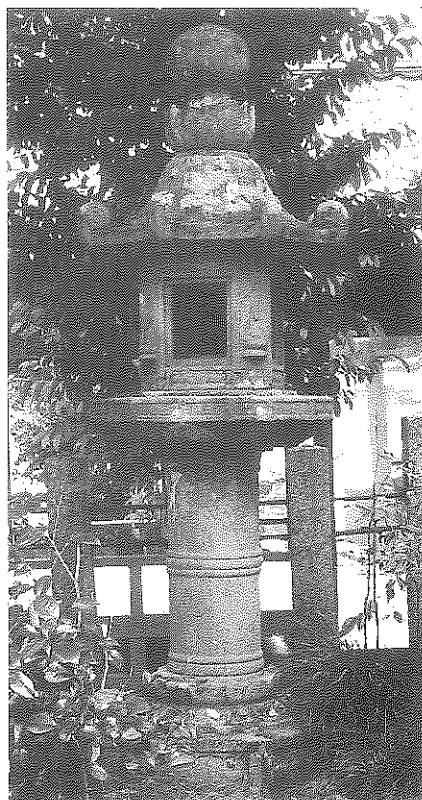
石燈籠は現在本殿向かって右側の瑞垣の際にある。八角形円筒竿で、徳治二年（一二三〇七）銘大宮亮神社石燈籠（鎌倉時代、重文）、あるいは亀岡市藤田野神社石燈籠、加悦町天満神社石燈籠（以上鎌倉時代、府指定）などと同様、基礎の上に一段の造り出しを設け、その上に伏蓮華文を置き、中台の側面を薄くして長方形の羽目を彫るなど、地域的な特色をよく示している。鎌倉時代の石燈籠が重厚さを旨とするのに比して、本例は竿の部分に貞治三年（一二三六四）の銘文を有し、笠を高く盛り上げ、概して大きめの宝珠・請花を別石で造り高く伸ばすなど、永和四年（一二三八）の銘文のある野田川町八幡神社石燈籠（重文）と同巧の趣がある。すなわち、両八幡神社の例はある種の軽快さを有している。

このように本例は比較的保存状態もよく、形姿軽やかで南北朝時代の典型的な作風を示し、銘文により当該時代の基準作例となる優品である。

（石川登志雄）



宝珠一中台



石 燈 籠



火袋の浮彫（胎藏界大日如来坐像）



火袋の浮彫（阿弥陀如来坐像）



竿の銘文

愚中周及・大中臣実宗連署禁制

一枚（指定・古文書）
福知山市字大呂一四七一

宗教法人 天寧寺

法量 縦三二・八cm 横五〇・四cm 厚二・五cm
時代 室町時代（応永十三年、一四〇六年）

框目の桧材を用い、矩形、横長とする。左右に端喰（幅三・一センチメートル）を入れ、左右の上下二箇所には和釘を打って接合する。上部の木口に、左から八・〇センチメートル、右から八・六センチメートルの所に鍛造の小鉄鑲を打ち込み、そこに同じく鍛造の半円形の鉄鑲を差し込み、掛け鑲とする。表裏とも黒漆地とし、片面に文字を陰刻し、白色顔料を塗る。

天寧寺は丹波国天田郡の西北山間部（福知山市）にあつて、当地の土豪金山（本姓大中臣氏、のち那珂氏）宗泰（宗咩大因）が、貞治四年（一二三六）に愚中周及を開山に請じて建立した禅刹である。応永四年（一三九七）愚中は七五歳の老齢をおして紀州を経て九州へ赴く途次、安芸の小早川春平に請われて仏通寺（三原市）の開山となる。以降、天寧寺と仏通寺と住持職を兼帯し、安芸と京都・丹波を幾度か往復した後、応永一十六年（一四〇九）天寧寺に帰り示寂している。

この禁制は、応永一三年（一四〇六）、当時仏通寺に住していた愚中と天寧寺の大檀那で宗泰の子である実宗（威光）とが連署で、天寧寺衆僧等に対して三箇条の禁制を定めて寺内に掲出したものである。応永一一年（一四〇四）冬に愚中は金山宗泰の病を聞き見舞いのため一時天寧寺に帰り、翌年仏通寺に戻っている。一方金山氏は病床の宗泰のあとを襲った実宗が家督を継いでいたと思われる。この禁制は応永一三年段階で天寧寺を空けていた愚中が実宗と連署で、天寧寺内の風紀の保持を企図して発給したもので、これと同じ年月日付け、同文で金山寺にも出されている（ただし金山寺のものは愚中の単署）。

寄進札・祈祷札・棟札など宗教関係の墨書木札類や、為政者が寺社その他を保護・規制するために発した制札類は数多いが、寺内を規制する禁制類を木札に記したものは遺例少なく、本品は中世までさかの

はる寺院禁制の遺品として貴重である。

（石川登志雄）

（釈文）

「禁制

- 第一 不許一切女人入寺中事
- 第二 不許一切酒入寺中事
- 第三 不許年少沙喝畜之事

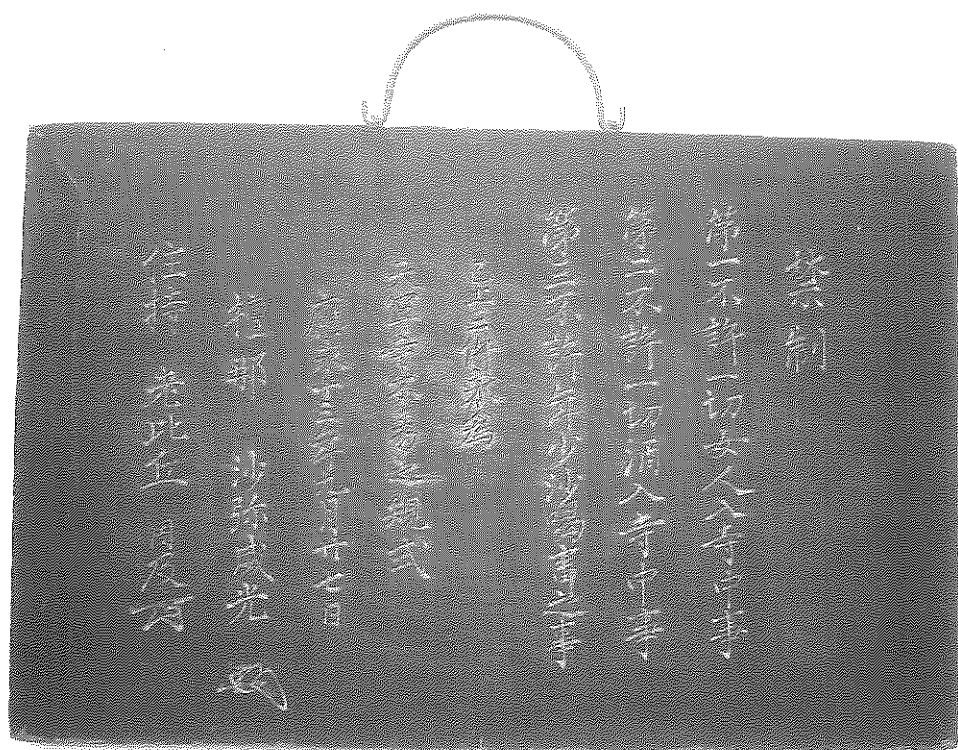
已上三件永為

天寧寺不易之規式

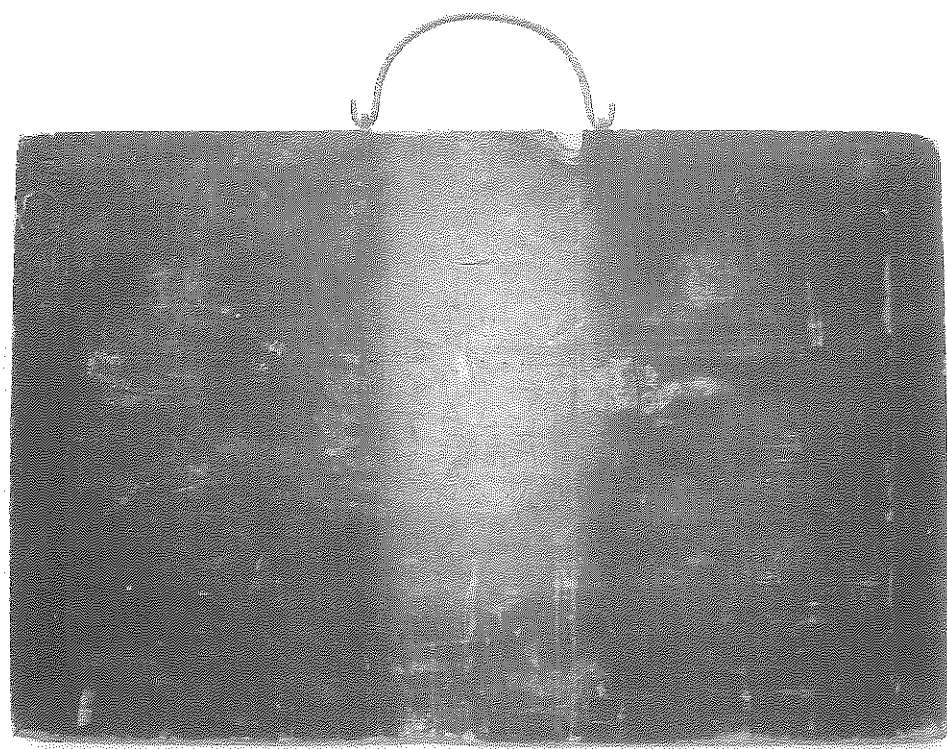
応永十三年九月廿七日

檀那 沙弥威光（花押）

住持 老比丘 周及（花押）



愚中周及・大中臣実宗連署禁制



裏 面

しゅんおくみょうはんじようきやうだめ
春屋妙葩番匠木屋定

一枚 (指定・古文書)

京都市右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町六八

宗教法人 天龍寺

法量 縦四四・五cm 横二三・七cm 厚一・二cm

時代 南北朝時代 (永徳四年、一三八四年)

紐目の桧材を用い、上辺山形とする。下端に横木の端喰(幅一・三cm)を和釘にて三箇所打ち止める。裏面山頂から一二・二センチメートルの位置に幅三・〇センチメートルの蟻巣を入れる。上部の木口に山頂から三・三センチメートルの所に鍛造の小鉄鑲を打ち込み、そこに同じく鍛造の鉄鑲を差し込み、掛け鑲とする。表裏とも黒漆地とし、片面に文字を陰刻し、白色顔料を塗り込める。

この定は、永徳四年(一三八四)正月一日に夢窓疎石の法嗣で諸禪寺の造営・経営に手腕を発揮した春屋妙葩が、大工のもとに統率された番匠等の寺への朝夕の出入りを厳格にせしめ、童部が工所用の材木を格納して置く木屋から漫りに用木を持ち出すことを禁止したものである。春屋は永徳二年二月天龍寺に入院再住し、翌三年九月二十八日夢窓疎石三十三年忌仏事を執行し一〇月同寺の金剛院に退居した。これより先に永徳二年九月、將軍足利義満は大禅林の創建を企て、義堂周信の提案によりこれを相国承天禅寺と名付け、至徳元年(一二三四)三月一六日仏殿立柱会を行い、翌二年十一月に仏殿を完成させているが、これと相前後して永徳三年二月には夢窓を勧請開山とし、春屋みずからその第二世となっている。開山に夢窓を勧請し本尊毘盧舍那仏としたのはじめ、寺の行事内容・規模なども、相国寺は諸事にわたり天龍寺を規範としたものといわれる。かかる状況の中で、この定めは、春屋が天龍寺の番匠大工を相国寺創建に動員した際に、相国寺中に掲出したものという説が導かれる。しかし、天竜寺においても造営後、幾度か火災に遭い繰り返し建て替えが行われており、何らかの事情があつて天龍寺に出されそのまま同寺に伝来した可能性も否定出来ない。

本例は、臨済禅の発展に貢献した春屋妙葩の発給にかかるものであ

り、南北朝時代にさかのぼる木札に書かれた類例少ない中世寺院禁制の遺品として価値が高い。

(石川登志雄)

(釈文)

(春屋妙葩)

(花押)

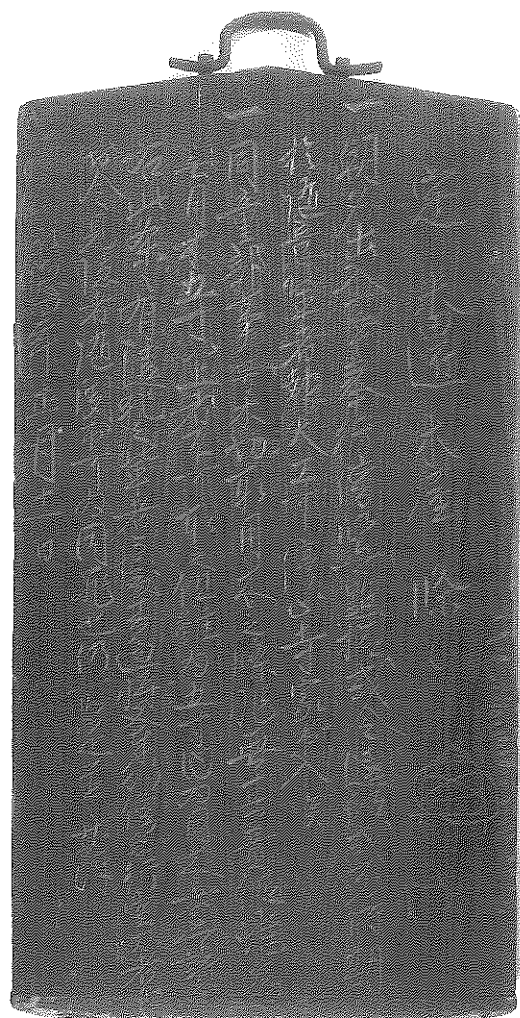
一 定 番匠木屋 條々

一 朝夕出入事、奉行衆堅可點檢、或令違任、或不待期、於隨意輩者、報大工可停止寺家出入矣、

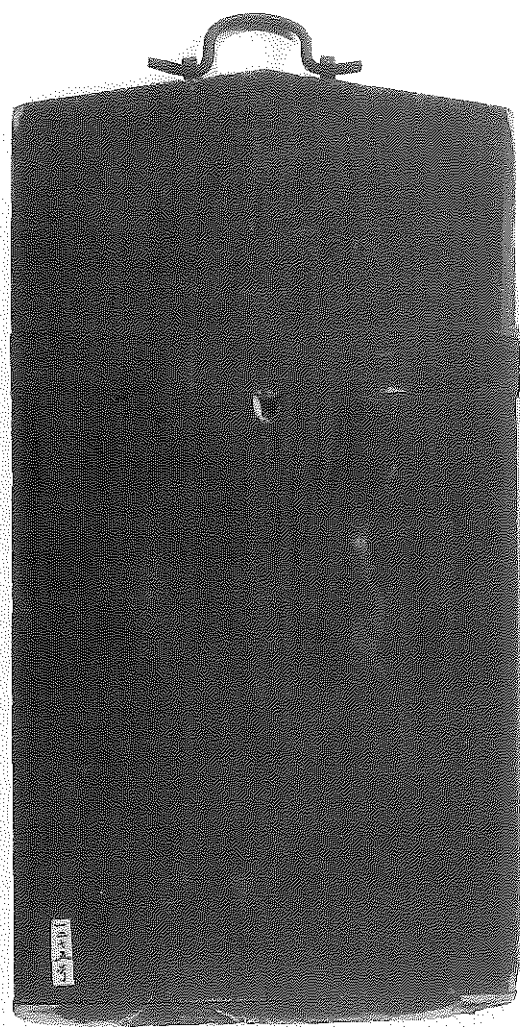
一同童部事、号木切取用木之條、非無其費段、雖為

無用木、五寸上者不可取之、但雖為五寸内、為用木者不可許之、右此条々有違犯之輩者、可處其過、將又奉行僧并行堂力者等於令見隱者、隨聞出可為同罪也、仍所定置之狀如件、

永徳四年正月十一日



春屋妙葩番匠木屋定



裏 面

よしみねでらんけい まんだら
善峰寺参詣曼荼羅
さんごじさんけい まんだら
三鉢寺参詣曼荼羅

一幅
(歴史資料・指定)

京都市西京区大原野小塩町一三七二

宗教法人 善峰寺

法量 善峰寺 縦一五三・〇cm 横一六六・二cm

三鉢寺 縦一四六・二cm 横一五〇・四cm

品質・構造 共に紙本着色 掛幅装

時代 共に室町時代(一六世紀)

善峰寺参詣曼荼羅図様

本堂を中心とした諸堂を大きく描く中央部、奥山を描く上部及び寺への参詣道を描く下部の三つの部分から構成される。三つの部分はそれぞれ瑞雲形の雲形で隔てられる。また、中央部境内には、墨描に淡い群青彩、白いくくりの霞が置かれる。霞は御伽草子絵巻や奈良絵本と同様に装飾的なものになっているが、霞の重なり表現や先端部の半円形のくくり古態を残している。画面中央部やや左上方に入母屋本瓦葺に正面向きに描かれる堂舎が本堂で、その周りに阿弥陀堂、法華堂、如法堂、山王堂、護摩堂、仁王門及び三重塔など諸堂塔を配置する。

画面上部は、善峰寺の奥山及びその山上には右に金箔の日輪、左に銀箔の月輪が描かれる。また、月輪の更には左には飛雲に乗る雷神が描かれる。画面下部の参詣道には、他の寺社参詣曼荼羅と同様に多くの名所・旧跡さらには縁起に関わる図像が描き込まれる。画面の右下の煙をあげる藁葺きの小屋とすぐそばの井戸は、在原業平が「汲溜池」から塩水を汲み上げて焼いたという伝承に基づく図様と考えられる。この図様の左上の板葺の建物のなかに座る束帯姿の人物は業平と考えられ、十輪寺の業平伝説を図様化している。また、塩焼き小屋と業平の間に描かれる束帯姿の貴人を中心とした束帯・衣冠の人物の一行は、花山法皇が善峰寺を出発点として始めたといわれる西国三十三所の観音霊場巡りを描いているものであろう。このほか参詣道には、今まさ

に桜の花が満開の勝持寺をはじめ、大原野神社、向日神社とおぼしき神社などが描かれる。

また、参詣道及び寺内には数多くの貴顕衆庶の参詣の様子が描かれる。琵琶法師、高野聖、稚児を随伴する高僧、紙札を運ぶ人物及び本堂の柱に墨書しているとおぼしき人物等、寺社参詣曼荼羅通例の図様が散りばめられている。多くの参詣者は二人連れで表現されることも通例である。

賦彩についてみると、地面は黄土、柱、欄干、鳥居などは朱、壁は胡粉又は金箔など限られた材料で類型的にあらわされ、平面的な印象を覚える。山景や樹葉の大部分は、有機系染料にて緑色をあらわす。樹木は、極めて類型的に描かれた杉が大部分を占めるが、一部に褐色の樹幹に緑青の樹葉をつけた松、胡粉で花弁を表した桜、朱彩の梅及び紅葉が点じられ、春秋景観を表している。その描法には大和絵の流れが看取される。全体に建物、人物などが小さく描かれ、視点の遠い俯瞰描写となっているが、全体のまとまりはよく寺社参詣曼荼羅の中では落ちついた画風を示している。

三鉢寺参詣曼荼羅図様

前記の善峰寺参詣曼荼羅と同様、中央部に伽藍、上部に山、下部に参詣道を描き、各部は瑞雲形の雲形にて隔てられる構成を持つ。画面中に適宜配置される雲形と霞は、区別なく用いられるほか、霞の形態もより直線的になるなど、善峰寺参詣曼荼羅より形式化している。

中央部の伽藍は、画面上方やや左より正面向きにひととき大きく描かれる本堂を中心に諸堂塔が配置される。上部には左に銀箔の月輪、右に金箔の日輪が通例に描かれるが、中央部に銀箔で日月よりやや小さめの円輪が描かれる点の特徴的である。下部には参詣道及び周辺の寺社が描かれるが、参詣道と寺内が霞によって分断されている点是他の参詣曼荼羅にはみられない。

参詣者の図様は、ほぼ善峰寺参詣曼荼羅と同様であり、寺社参詣曼荼羅一般のものといえる。そのなかでは、本堂石段下で椅子に坐り、杓を差し出す「杓振り」をする勧進聖の描写は注目されよう。縁起的

人物は、最下部やや左よりの橋上に描かれる束帯姿の貴人を中心とした一行が、前述の花山法皇の一行を表したものとみられるのである。樹葉の種類は、梅が描かれていないこと以外は善峰寺参詣曼荼羅と同一であるが、描法にはさらに類型化がみられる。杉葉は、輪郭に沿って白いくりを施されることによって、地山から浮き立つように見え、善峰寺参詣曼荼羅に比し画面に明るさをもたらしている。全体的に類型化された図様表現が認められ、まとまりのよい空間構成と明るい画調に特色が認められる。

善峰寺は、西山小塩山の中腹に位置する天台宗寺院で、長元三年（一〇三〇）に源算上人によって開創された。本尊は千手観音で、西国三十三所観音霊場第二十番の札所である。鎌倉時代には後嵯峨天皇の勅願寺となるとともに、住持には皇太子や法親王が入寺して西山宮とよばれ、堂舎五十有余の伽藍を誇ったという。引き続き室町幕府の保護をうけたが、応仁の乱で全焼し、一六世紀には近隣土豪に寺領を侵食されるなど、寺運は衰退した。

一方、善峰寺の北に隣接する三鈷寺は、同じく源算上人が往生院という小庵を建立し、自ら刻んだ阿弥陀如来像を本尊としたことが起源と伝える。慈円から当寺を付嘱された証空は、ここを念仏道場とし、山の形から名を三鈷寺と改めた。鎌倉時代は西山派の法流を伝え、寺領も増大し多数の莊園を有していた。しかし、応仁以後の兵火により本堂と華台廟以外は灰燼に帰し、寺領もつぎつぎに押領された。

近世に入ると、善峰寺は幕府の保護をうけ、現在の伽藍が形成された。三鈷寺は対照的に公権力の保護を得られず、寺勢は縮小した。

善峰寺には、二幅の寺社参詣曼荼羅が伝来し、従来は両幅ともに善峰寺を描いたものと考えられてきた。しかし、一方の本堂は独立して描かれているのに対し、一方の本堂は回廊で他の建造物と結ばれることをはじめとして、伽藍配置についても、参詣道についても別様に描かれている。このことから、前者は善峰寺を、後者は三鈷寺を描いたものと考えられる。『都名所図絵』には、三鈷寺の図として、本堂とそこから一段低いところに位置する方丈を描き、この二つの堂舎を長い

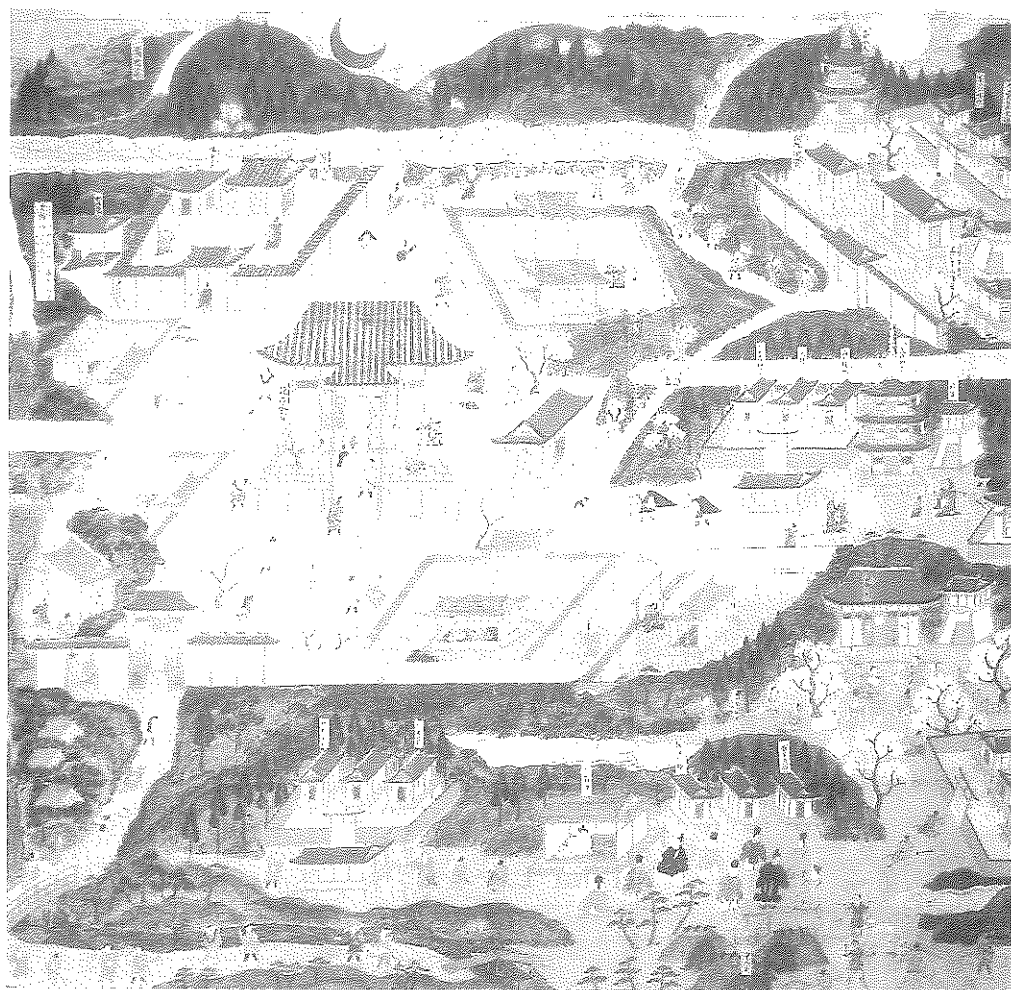
廊下で結んでいる。三鈷寺参詣曼荼羅の本堂が両脇に回廊を持つのに比べ、『都名所図絵』の本堂が片側にだけしか回廊を持たない点を除けば、地形に制約された独特の伽藍配置は、両者に共通している。また、三鈷寺参詣曼荼羅の参詣道は、霞により寺内と分断されている。寺社への案内図という性格上、分断された参詣道は極めて異例であるが、このことは三鈷寺への道が山道続きで、途上に指標となる寺社があまり存在しなかったことに起因するのであろう。そして、その結果本図では、三鈷寺とその参詣道からやや離れた向日神社・大原野神社及び金蔵寺などが、霞や雲に隔てられ配置されていると考えられる。

善峰寺参詣曼荼羅の描法の特色は、男性は大半が頬骨の出た逞しい面貌に、女性丸みを帯びたやさしい風貌を示し、男女とも爪先だつて歩いているように描かれる点。また、手足の指一本一本が細い描線で丁寧に描き分けられる点。さらに、形式化されているものの、袴や被衣の裾の重なりや波立ちが誇張される点にあるといえよう。同様の描写方法を持つものとして、八坂法観寺参詣曼荼羅・成相寺参詣曼荼羅・道脇寺参詣曼荼羅等を指摘できる。一方、三鈷寺参詣曼荼羅については、男女ともに丸顔で、手足・衣類の描写も大味になり体の動きも堅くなっている点。また、三つの火炎状の杉葉や「青海波」文様の波のように、図案化される傾向がみられる点が指摘できよう。同様の描法を持つものとして、長命寺参詣曼荼羅（個人本・長命寺本）などが挙げられる。

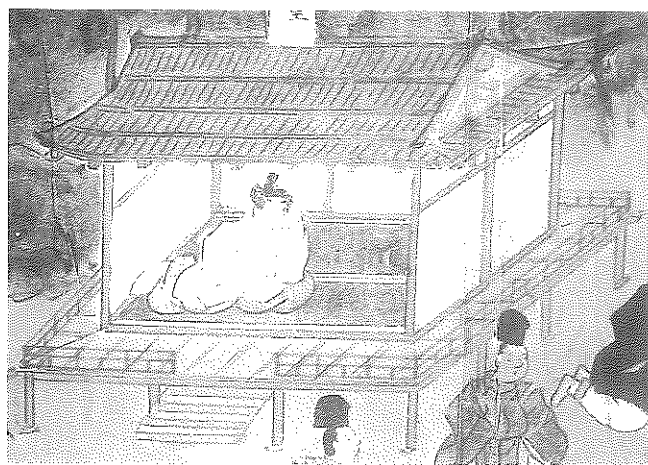
制作年代については、推定する史料に乏しい。類品を例にあげると、八坂法観寺参詣曼荼羅は、天文一四年（一五四五）から天正三年（一五七五）年の間に制作されたと考えられており、道脇寺参詣曼荼羅は天正三年以前の寺観を描いている。また、長命寺参詣曼荼羅は、個人本が大永四年（一五二四）前後から天文一六年の間の寺観を描き、長命寺本は、大永四年以後の様子を描写している。このことから、この二幅の参詣曼荼羅も一六世紀中葉から、後半にかけての制作になると考えられるが、さらにその描写方法から、善峰寺参詣曼荼羅は一六世紀中葉、三鈷寺参詣曼荼羅は、それより幾分下がった一六世紀後半の制作と推定される。

この二幅の参詣曼荼羅は、中世末期の両寺の伽藍の有様のみならず、

貴顕衆庶の信仰を集め、当時盛行した寺院参詣の世界を考えるうえで
 豊かな資料価値を持ち、歴史資料として重要である。
 (地主智彦)



善峰寺参詣曼荼羅



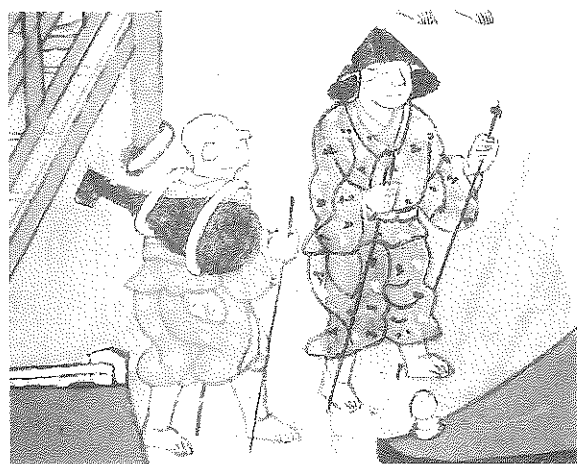
十輪寺と在原業平



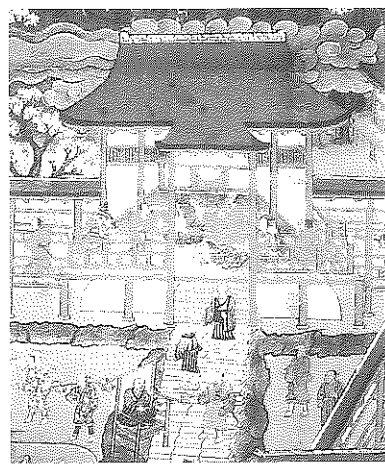
本 堂



三鈷寺參詣曼荼羅



琵琶法師



本 堂

なりあいさんけいまんだら
成相寺参詣曼荼羅

一幅（歴史資料・指定）

宮津市成相寺三三九

宗教法人 成相寺

（京都国立博物館寄託）

時代 室町時代（一六世紀）

法 量 縦一五〇・三cm 横二二六・八cm

品質・構造 紙本着色 掛幅装

画面は、成相寺の伽藍を描いた上部と天橋立をはじめ著名な名勝・寺社を配した下部の二場面から構成され、両者は中央部の山景にて隔てられる。成相寺諸伽藍は、ほぼ中央に縦に本堂、礼堂、仁王門等が正面向きに、その周辺に諸堂が斜側面向きに描かれる。最上部には左に銀箔の月輪、右に金箔の日輪が配置される。また、下部には阿蘇海沿いの道に沿って籠神社、真名井社及び大谷寺等の寺社並びに府中の町並みがみえる。阿蘇海をはさんで天橋立が横たわり、橋立の左には九世戸智恩寺が描かれる。最下部には栗田半島があらわされ、成相寺を中心とした地域が鳥瞰的に表現される。

画面全体に散らばる参詣者については、参詣曼荼羅通例のモチーフが類型的に描かれるなかで、町屋の中に座る赤い服を着た女性の特徴的な存在として注目されよう。

雲形や霞は本図でも区別されることなく用いられているが、左右端から少し伸びるだけであったり建物の背後に回るなど、目立たなくなつてきており、全体を一つの空間として描こうとする姿勢がみられる。

成相寺は、成相山の中腹に位置し天橋立を眼下に見る景勝地にある。当寺は、橋立の観音と称される聖観音像を本尊に安置する西国三十三所観音霊場の第二十八番札所であり、古くより貴顕衆庶の信仰を集めた。室町時代中期には、与謝・丹波両郡に合計九ヶ所都合六〇町余の所領を持つ地域における最有力の寺院であった（『丹後国田数帳』）。しかし、応仁の乱以後抗争が続いた丹後にあって、永正四年（一五〇七）には武田氏と一色氏との間の戦場となり、諸伽藍は烏有に帰した。乱後一色氏により再建されたというが、天文一四（一五四五）年再び炎

上し、その後の再建事業はなかなか進捗しなかったという。さらにこの後永祿年間には皆尊上人、慶長年間には賢長阿闍梨によつて復興事業が行われたと伝えている（『成相寺古記』）。

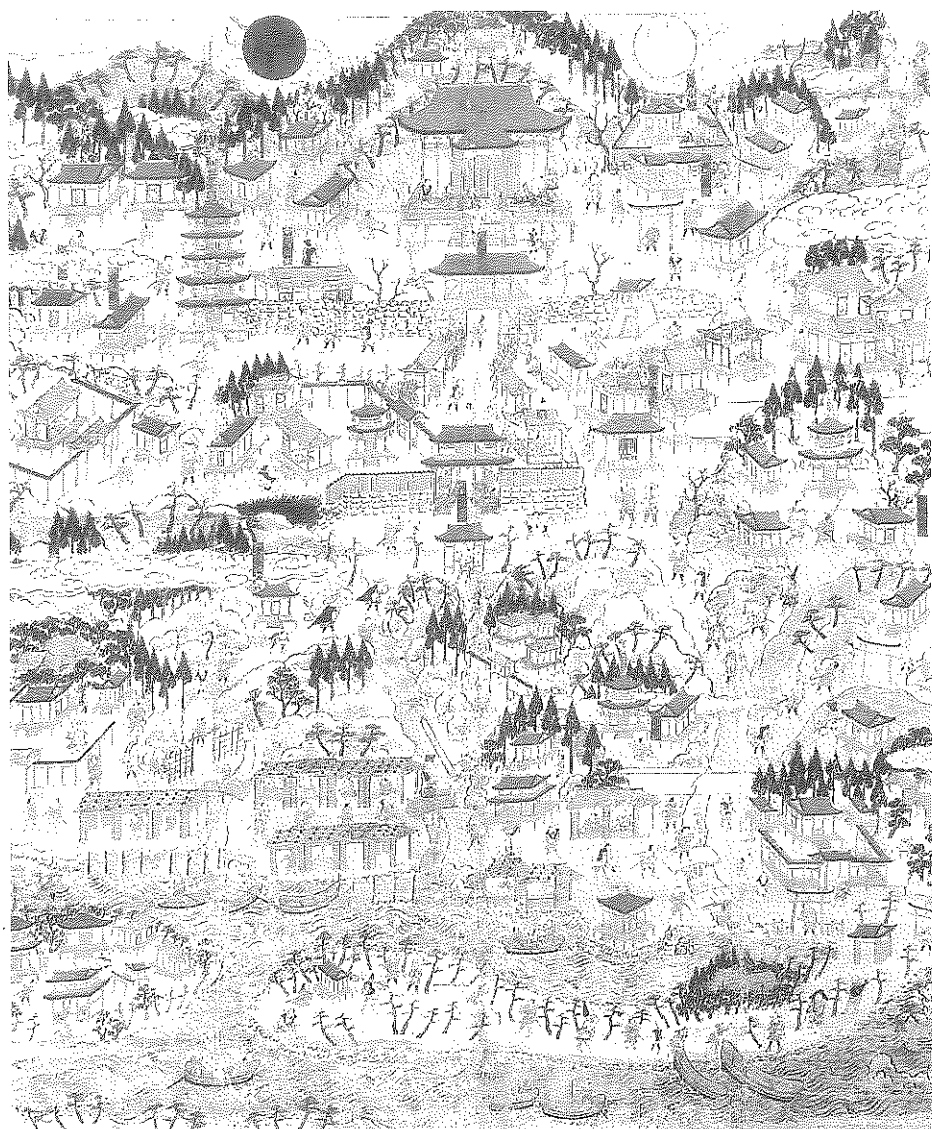
画面中央には、堂舎再建のための木を曳く図像が描かれている。この「木曳き」の図像は、那智参詣曼荼羅の諸本・明要寺参詣曼荼羅・長命寺参詣曼荼羅にもみられ、その寺社が再建途上であることを示していると推測される。このことから本図の成相寺伽藍は、制作当時の伽藍の有様をそのまま描いたものではなく、復興後の再建予想図または理想図というべきものと位置づけられよう。本図は参詣誘致のみならず、再建勧進にも関わつて使用された可能性も指摘できる。

本図の図様は、前出の善峰寺参詣曼荼羅等と同一の手法で描かれ、それと同一工房にて制作されたものとも考えられるが、雲霞の用法や画面構成に近世的なものの萌芽がみられ、制作時期は善峰寺参詣曼荼羅よりも下つた一六世紀後半頃であろう。

また、所々に記される片仮名記号は、数ある参詣曼荼羅のなかでも、本図にのみみられるものであり、絵解きの際の目印とも推定され注目される。

本図は、中世末期の成相寺及びその周辺地域の有様を知るうえのみならず、当時庶民的な信仰を集めた観音霊場参詣のありかたを考えるうえでも豊かな資料価値を有しており、歴史資料として価値が高い。

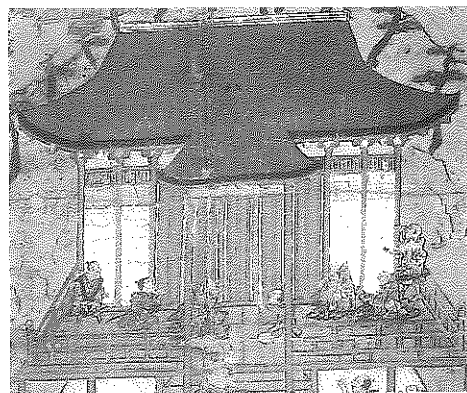
（地主智彦）



成相寺參詣曼荼羅



府中の町並



本 堂

大田南二号墳出土品

一括（考古資料・指定）

京都府竹野郡弥栄町字溝谷三四四三一二

弥栄町

（一部丹後郷土資料館寄託）

- 一、画文帯環状乳神獸鏡 一面
- 一、鉄剣 一口
- 一、不明鉄製品 一点（二片）
- 一、土師器 一括

法量 画文帯環状乳神獸鏡 直径 一四・五cm

鉄剣 全長 三二・二cm 茎部長四・六cm

最大幅 二・七cm

不明鉄製品 全長 二〇・〇cm

時代 古墳時代

大田南古墳群は、竹野郡弥栄町字和田野小字大田一七・一八ほかに所在し、丹後半島を北流する竹野川の中流域左岸、竹野郡弥栄町と中郡峰山町との町境の丘陵上にある。古墳群は、二号墳とその南側に位置する四号墳、さらにその南に位置し、「青龍三年」の銘文をもつ方格規矩四神鏡（重要文化財）が出土した五号墳及び二号墳の東側丘陵裾部に位置する六号墳の計三基の前期古墳を含んでいる。なお、一号墳は土砂採取中に自然崩落し、三号墳は主体部が検出されなかった。二号墳のある丘陵は、標高八十四メートル、平野部からの比高差約五十メートルを測り、二号墳の墳頂からは、弥栄町の平野部から大宮町、峰山町にかけての中郡盆地まで広く眺望がひらける。

二号墳は、平成二年二月から三月にかけて、弥栄町教育委員会により発掘調査が実施され、遺物が出土するとともに、古墳の概要が明らかになった。

墳丘は、中世に矢田城築城により一部改変されていたものの、墳頂部に十八メートル×十四メートルの平坦面をもつ二十二メートル×十八メートルの方墳と考えられる。主体部は、墳頂部に上段八・〇メー

トル×三・六メートル、下段五・六メートル×一・八メートル、地表面から上段底部まで〇・七メートル、墓底まで一・四メートルを測る二段墓壇が一基確認された。被葬者は、墓壇中央部に、二・三メートル×〇・六メートルの舟底形の本棺で埋葬されていたと推定される。

遺物は、主体部内部、棺内頭部右側から銅鏡一面、同足下付近から不明鉄製品一点が、棺外頭部右側から鉄剣一口が出土し、同頭部左側からは楯と思われる木製品の痕跡が認められた。また、主体部直上にはあらかじめ破砕された土師器が供献されていた。

銅鏡は、白銅質の画文帯環状乳神獸鏡であり、鈕に紐をかけて布に巻かれ、鏡背を被葬者に向けた状態で副葬されていた。内区は、浮彫式にて弧を描く龍文様を持つ鈕を中心に、環状乳を六個置き、獸形の胴上に神像を乗せたものを三組環繞式に配する。その外側はそれぞれ十二個の半円形と方格からなる半円方格帯であり、一方格につき四字づつの文字が表される。磨滅のため、「吾□□明」「日月□□」「□幽商三」「宜孫□□」など数文字が判読できるのみである。外区は、龍や神仙が登場する画文帯と渦卷文帯からなる。

鉄剣は、中央部において緩やかに折れ曲がり、切先から関部にかけ、鑄が明瞭に観察できる。不明鉄製品は、二片にてU字形を呈する細い板状の鉄製品である。

土師器は、壺二点、甕一点、台付き鉢二点、高坏もしくは壺二点、鼓形器台三点の計十点が確認できたが、台付き鉢一点以外は、細片となつて出土しており、あらかじめ破砕してあったものと考えられる。鼓形器台や「5」字状口縁を呈する甕にみられるように、土師器は山陰的特徴を備え、古墳時代前期前半から中葉（四世紀前半から中葉）のものと考えられる。

本出土品のなかで最も注目される遺物は、画文帯環状乳神獸鏡であり、この鏡の大きな特徴は、鈕に施される龍文様である。鈕に龍文様をもつ鏡は、他に二十例知られているが、本鏡は国内における初めての学術的発掘による出土例である。二十一例のうち、紀年銘鏡が四例あり、その年代は永寿二年（一五六）から熹平三年（一七四）の短い期間に集中している。これらは、「広漢西蜀」すなわち現在の四川省の

官営工房で作成された可能性が高い。紀年銘鏡によると、二世紀後半は、画文帯環状乳神獸鏡の文様が、三神三獸式から四神四獸式へ、銘帯式から画文帯式へ、また、方格一字銘から四字銘へと変化する時期であった。本鏡は、三神三獸式であるにもかかわらず、画文帯式、方格四字銘を採用しており、二世紀後半の早い頃に製作されたものと推定される。

また、画文帯環状乳神獸鏡は、わが国では畿内から瀬戸内海東部を中心に分布し、本鏡は、丹後における初めての出土例でもある点も注目されよう。

畿内色の強い巨大な前方後円墳に代表される丹後の前期古墳は、四世紀後半以降の古墳であり、四世紀前半から中葉にかけての首長墳の様相は不明な点が多い。大田南二号墳は、墳形・立地・巨大な墓壙・短い舟底形の本棺などから、巨大古墳出現以前の、家族墓から脱却した在地色の極めて強い首長墓と考えられる。

以上のように、画文帯環状乳神獸鏡は、鏡研究上において類例の少ない貴重な遺物であるのに加え、本出土品は五号墳出土品と相俟って、丹後における四世紀の歴史を考えるうえで、その資料的価値は極めて高い。

(地主智彦)



紐部拡大



画文帯環状乳神獸鏡

ほうしょうじつしもんじゆほかれさだいけんけいしりょう
法常寺一絲文守他歴代關係資料

二軀・一六点 (追加指定・歴史資料)

龜岡市畑野町千ヶ畑藤垣内1

宗教法人 法常寺

昨年度指定の法常寺一絲文守他歴代關係資料三三七点に加え、本年度さらに一八点を追加し、本資料は合計三五五点となる。今回追加指定した分は次のとおり。

一 彫刻

1 木造一絲文守(仏頂国師)坐像

法量 像高 一三三・一 cm 座高 八九・〇 cm

現在の法常寺本尊である釈迦如来坐像を安置する仏殿の後陣に、本寺の開基である後水尾上皇と並んで安置されている開山一絲文守像である。

木造(ヒノキ材)、寄木造で、彩色を施し、玉眼を嵌入する。頭部は耳後ろで前後二材を刳ぎ、内刳りを行い、さらに玉眼を嵌入した面部一材を寄せる。首を体部に柄挿しとする。体部は前後刳ぎとし、両手首を柄差しとする。円頂で法衣を着し、鐙のある袈裟をまとい、椅子に結跏趺坐する姿は、色白・長身で仏頂国師のその名の通り生来生真面目であったという一絲の生前の風貌を忠実に表現している。

2 木造後水尾上皇坐像

法量 像高 六八・五 cm

時代 江戸時代

現在の法常寺仏殿の後陣には、向かって右に本寺の開山一絲文守像の左に併置されている開基後水尾上皇像である。

木造(ヒノキ材)、寄木造で、彩色を施し、玉眼を嵌入する。頭部は左右二材を寄せ、面部に別材を貼り、内刳りのうえ玉眼を嵌入し柄差しとする。体部は肩を含み前後二材から彫成して内刳りを施し、全身に彩色を施す。

円頂、法体姿で、右手に中啓(後補)を持して左手を膝前に、

二 工芸品

染織品

法量、品質形状、時代等 別紙目録の通り

一六点

甲を上にして垂らし、上疊に坐す姿は、上皇の他に見られる像と同様、本像も端正・上品で小柄な表現となっている。面貌には江戸時代のこの種の肖像彫刻がそうであるように、一種人形像のような理想化、非個性化のあとが窺える。

これら二軀の肖像彫刻は江戸時代の制作にかなり形式化の傾向が強く成っているといえるが、法常寺の開山一絲文守と開基後水尾上皇をしのぶ遺品として、これまでの法常寺一絲文守他歴代關係資料に追加して指定するものである。

1 九条袈裟

法量 長丈一四四・〇 cm 幅三一六・〇 cm

時代 江戸時代(文政七年、一八二四)

品質 表地 黒茶地脹雀文・金茶地巳繫角龍文・紅地鳳凰に

牡丹唐草文金襴

裏地 紫地平絹

形状 紅紐付き 伝法衣(大衣)、環佩なし

2 九条袈裟 修多羅

法量 長丈一三一・五 cm 幅三二六・六 cm

時代 江戸時代後期

品質 表裏地 紅地雲龍文顯紋紗

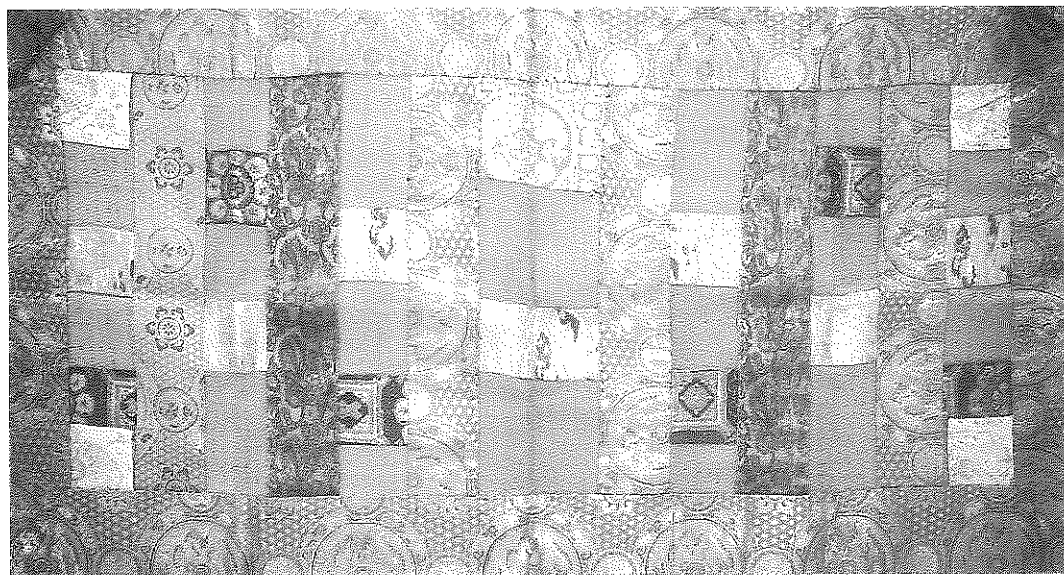
3 坐具

法量 長幅一二五・〇 cm 短幅八八・五 cm

- 時代 江戸時代後期
品質 表地 麻布と紅地雲龍文頭紋紗
裏地 麻布
- 4 包
法量 長幅一一七・〇cm 短幅一一六・〇cm
時代 江戸時代末期、明治時代
品質 紅絶地檜扇に草花文
- 5 包
法量 長幅一一・〇cm 短幅一一〇・〇cm
時代 江戸時代(天保七年、一八三六)
品質 蘇芳地格子文様平絹
- 6 九条袈裟 紅紐付き 伝法衣 象牙環佩付き
法量 長丈一四一・〇cm 幅二五〇・〇cm
時代 江戸時代(文政一〇年、一八二七)
品質 表地、紅地雲龍文金襴、薄地宝相華金入繡珍、紅地宝相華金入繡珍、濃萌葱丸龍吉祥文金入繡珍、萌葱菊宝
尽文金入繡珍、蜀江菱椽地交わり格子文様繡珍
裏地 萌葱平絹
- 7 坐具
法量 長幅一二五・〇cm 短幅八八・〇cm
時代 江戸時代(文政一〇年、一八二七)
品質 表地 麻布と萌葱牡丹菊唐草文錦
裏地 麻布
- 8 七条袈裟 金具付き 黒漆塗環佩付き
法量 長丈四〇・〇cm 幅七・七cm
時代 江戸後期
品質 表地 紅龍丸文金襴、紺蜀江文金襴、紅宝相華文金襴、
白花唐草文金襴、萌葱龍文金襴、紅交わり縮緬地
裏地 紅交わり縮緬地
- 9 頭陀袋
法量 丈一八・〇cm 幅二二・〇cm
- 10 裂地
時代 江戸末期
品質 表地 藍地小吉祥文綴子
法量 長丈三二・〇cm 幅三七・〇cm
時代 江戸時代後期
品質 白平絹
- 11 裂地
法量 長丈三六・〇cm 幅四一・〇cm
時代 江戸時代後期
品質 白平絹
- 12 大掛絡 白環佩付き
法量 長丈三四・〇cm 幅六一・〇cm
時代 江戸時代末期
品質 表裏地 藍麻地
- 13 九条袈裟 紅紐付き
法量 長丈一〇八・〇cm 幅二一八・〇cm
時代 江戸時代末期
品質 表裏地 藍麻地
- 14 二十五条袈裟
法量 長丈一〇三・〇cm 幅二〇六・〇cm
時代 江戸時代後期
品質 表裏地 茶麻地
- 15 九条袈裟
法量 長丈一〇八・〇cm 幅三三・〇cm
時代 江戸時代末期
品質 表裏地 墨染麻地
- 16 九条袈裟
法量 長丈一〇七・〇cm 幅二二・〇cm
時代 江戸時代後期
品質 黒染絹地



木造後水尾上皇坐像



七条襷袢

無形文化財

木工芸

(指定)
(保持者) 村山 明

昭和十九年三月二十五日生

宇治市木幡南山四番地の三十一

木工芸

四季の変化が明瞭で、比較的雨量の多い日本は、複雑な山間部を持つこともあって、多種多様な木目の美しい良材に恵まれている。木の種類には、檜、杉、松などの針葉樹と櫟、柃、桑、栗、柿などの広葉樹の二種類があり、広葉樹は硬いため硬木、針葉樹は軟らかいため軟木とも呼ばれる。一方、東南アジアからの輸入材である紫檀、黒檀等は非常に硬く重い、正倉院の昔から唐木と呼ばれ珍重されている。

木工に使う木材は、伐採後何年もかけて充分乾燥させたものを用いる。木の外周部の白太は材として使用できないので、中心部の色の濃い赤身を用いる。板に加工するには、割ったり鋸でひいたりしてまず木取る必要がある。木取りには、年輪が平行に傍に表れ、主として柱などに使う柃目取り、年輪が不規則な文様として表れる板目取り等の方法があり、板にして木の外側の方を木表、中心部の方を木裏と呼ぶ。木表の方が木裏よりも艶があり木目も美しいけれど、どうしても乾燥により木表側に反る性質がある。したがって、木工品を制作する上では、木の性質を熟知した上で行う必要がある、その習得には長い年月がかかる。

木目を文様として扱うのは、木工芸の大きな特徴である。木の成長過程で美しい文様がでることがあるが、こうした文様を杻と呼ぶ。杻はその形により、玉杻、葡萄杻、笹杻、鶺鴒杻、如鱗杻、縮緬杻など様々な名称がつけられるが、こうした名称の豊富さは一方で杻の美し

い木が珍重される証拠でもある。

木工芸の技法には、大別して指物、削物、彫物、挽物、曲物などがある。指物は意図した大きさに切った材を、刳合、組接、杻組、相欠接、端嵌等の技法を使って精巧に組み合わせていくものである。正倉院に残る唐木指物の優品は、日本の木工芸の発展に大きな影響を与えた。削物は板を削って成形する技法である。鑿や鉋を使って意図する直線や曲線を自由自在に表わすことができるが、この技法は同じ形態の器を大量生産するには向いていない。彫物は、木の表面に文様を陰刻あるいは陽刻して装飾する技法である。古来より、建造物の墓股や木鼻、室内の欄間彫刻、あるいは山鉾の妻飾などの装飾として発達した。挽物はロクロを使って木を回転させ、それに刃物をあてて削り出し成形する技法である。ロクロを使うため、同心円の作品しかできないが、同一形態のものを大量に生産するには便利である。曲物は薄い板を熱湯などを使って木を軟らかくして丸く曲げたものであり、正円や楕円にして器の側面として利用する技法である。また、これら以外に木象嵌があるが、これは素地に溝や穴を彫り、それに素材の異なった材料を埋め込んだりして装飾とする技法である。

木工芸は、素材の木を用途に応じて、多様な技法を駆使して木の持ち味を最大限に活かした作品を目指すものである。日用の器を原点に、我が国独特の技術と美的感覚を発達させて今日に至っている。

村山 明

村山明氏は、昭和十九年兵庫県尼崎市に生まれた。高校時代より美術に志し、昭和三十七年京都市立美術大学彫刻科に入学、本格的に彫刻を始める。大学では、空間構成としての幾何学形態といった抽象彫刻等を専攻する一方、アルバイトで木工芸にも携わる。その後、専攻科に進学した頃、大学の先輩黒田乾吉氏により彼の父黒田辰秋を紹介される。当時黒田辰秋は、皇居新宮殿の調度品の制作を引き受ける一方、木工芸家として独自の活動を行うなど旺盛な活動をしていた時期であった。大学で、石やポリエステルを刻んでいた村山氏にとって、黒田の行う重厚かつ簡明な木工芸、特に手をかけるにつれて深みを増

す拭漆との出会いは人生の進路を決定するもので、これを契機に直ちに黒田に師事し、本格的に木工芸に打ち込むようになる。

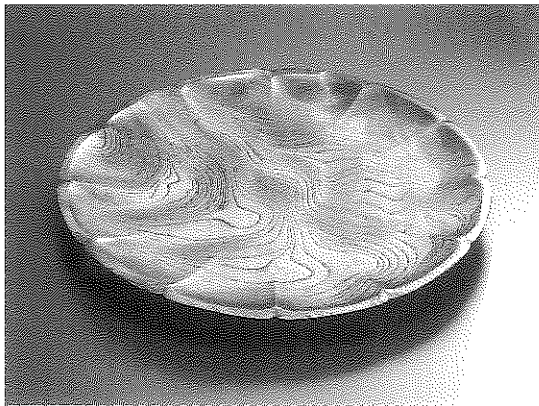
黒田辰秋（一九〇四～一九八二）は、銘木や技巧に偏りがちなそれまでの木工芸とは別に、日常性に基づく素材の簡素な美を志向する新たな方向性を打ちだし、昭和五十七年には重要無形文化財保持者に認定された人である。黒田は何よりも良材の持つ美しさを活かした日用の器を作ることと目的としたが、村山氏は、こうした師の制作姿勢に大きな影響を受け、素材としては櫟を選択し、仕上げには拭漆を多用する。それは氏が、特殊な空を持つ銘木にとられず櫟の持つ素材としての美しさを好み、木目がつまって素直に伸びた簡素な櫟の木目こそが銘木であり、これを何よりも是とするとともに、櫟は素材として狂いにくいという大切な長所も合わせ持つことに注目するからである。

村山氏は、昭和四十四年より公募展に挑戦、昭和四十五年、第十七回日本伝統工芸展に櫟拭漆文箱を出品し、初入選で朝日新聞社賞を受賞する。以後、日本伝統工芸展を中心に、京都木工芸展、京展、近畿支部日本工芸会展などに積極的に作品を発表する。昭和四十七年の第一回伝統工芸木竹新作展に「櫟拭漆手篋」で東京都教育委員会賞、昭和五十年の近畿支部第四回日本工芸会展に「櫟拭漆手篋」で京都府教育委員会賞、平成四年の日本伝統工芸近畿展に「櫟拭漆重箱」で日本伝統工芸近畿賞等、これまでに数多くの賞を受賞している。

村山氏は、技法的には刳物による盤、盛器、文箱から指物による重箱、厨子、また組物による文机、大飾棚などを得意とする。材の特質を最大限に活かしながら、なおかつ伝統意匠に埋没することなく、時に日常の器物性を越えた大胆な彫刻的ともいえる作品を試みているが、こうしたことは、今後の木工芸の新たな方向性を模索するものといえよう。

平成七年八月、イギリスのビクトリア&アルバート博物館で開かれた「ジャパニーズ・スタジオ・クラフト展」に伴い、同館の招聘により渡英、制作実演を行うとともにマスタークラスの作家を指導するなど旺盛な活動を行っており、その存在は重要である。

（原田三壽）



櫟拭漆輪花盛器



村山 明

陶芸

(保持者) 竹中 浩

昭和十六年十二月十一日生

京都市山科区西野山桜ノ馬場町一二八番地

陶芸

陶芸は、土石類を細かく砕いて練り、形にしては火で焼き固め器物を作る技術である。焼物は、原料に石を用いたものを石物・磁器、土のみで作ったものを土物・陶器と分けられるが、磁器以外でも石類を使うものが少なくない上、同一原料でも焼成温度により陶器あるいは磁器になるので、原料及び品質からの分類は一定していない。

陶器はガラス質を含む吸水性のある素地に多くは施釉した焼物で、広義には磁器を含めた焼物全般を総称することもある。陶器は長石質陶器、石灰質陶器、粘土質陶器に大別されるが、その主流を占めているのは粘土質陶器で、志野、越前、信楽、丹波、萩、唐津など代表的な焼物はすべてこの部類に属している。磁器は、原料にガラス質を多く含んだ陶石（または磁土）を用い、焼成により陶石の粉末を練り固めた素地が溶けてガラス状になったものである。素地は白色で透明ないしは半透明で、全く吸水性がなく陶器より硬い焼物である。日本での発祥は、江戸時代の元和年間に肥前有田で李參平が陶石を発見し、成形と焼成に成功して白磁を作ったのが最初といわれている。

陶芸は、「一土、二焼き、三細工」といわれるほど重要な土の選択、調整から、ロクロ、手びねり、押型、鑄込みなどによる成形、施釉や絵付けによる加飾、さらに作品の出来不出来を決定するほど大切な焼成など、様々な技法の集合によって成立するものであり、その組み合わせ次第で大きな変化をみせる。例えば同じ釉薬を使っても、酸化焰（完全燃焼し酸素に富む火焰）あるいは還元焰（不完全燃焼で炭素が多く酸素の欠乏した火焰）焼成によって著しい色調の変化がある。

陶芸における変化の多様性は、組み合わせと工夫により無限に近いものであり、人それぞれに特色ある陶芸を求めて様々な展開をしめしている。

竹中 浩

竹中浩氏は、昭和十六年東京都千代田区神田に生まれた。生後まもなく福井県小浜市に転居、高校まで同所で育つ。昭和三十五年、福井県立若狭高校を卒業後京都で就職するが、陶芸への思い断ちがたく、翌三十六年、近藤悠三に弟子入りし、本格的に陶芸の修業を始める。

近藤悠三（一九〇二—一九八五）は、優れたロクロ技法をもとに、柘榴、梅、山水等を主たる題材に呉須の濃淡を微妙に使いわけた雄渾な水墨画的な筆致による染付が高く評価され、昭和五十二年には重要無形文化財保持者に認定された人である。竹中氏はこうした師からまづロクロを中心に指導を受けるが、近藤に師事したことによって磁器製法や染付になじみ、それらの技法を自然と身につけることができたのである。

竹中氏は近藤に合計十年間師事するが、最初の五年間は住み込みであった。日中は師の仕事の手伝いに忙殺されたが、夜になると富本憲吉、バーナード・リーチ、柳宗悦の著書によって陶芸理論を学び、そのかたわら越前・有田に制作研究に赴くなどして、次第に創作領域を広げていった。

公募展への出品は昭和四十一年からで、この年ようやく師の許しを得て、第十三回日本伝統工芸展に「白磁壺」を初出品し初入選、作家としての第一歩を踏み出す。昭和四十五年、近藤が山科区西野山に築窯したのを契機に同じ山科に築窯し独立する。公募展では、昭和四十九年、近畿支部第三回日本工芸会展で「白磁角大皿」により松下賞、昭和五十六年には伝統工芸第十二回日本工芸会近畿支部展で「白磁面取大壺」により日経奨励賞を受賞しており、またこの年には社団法人日本陶磁協会による日本陶磁協会賞も贈られている。

そもそも朝鮮李朝の白磁に魅せられて陶芸を志したこともあって、李朝に作陶の原点を置く竹中氏は、古典的な形態を取る壺、鉢、大皿等の比較的大形の作品を手がけることが多い。氏はそうした大作を制作するため「碗つぎ」と呼ばれる古来からの伝統技法を試行錯誤の末に独自に習得、作品の素地にはしばしば面取、シノギ、彫などの装飾を加える。氏の白磁は、全体的なプロポーションに加えて、上述の面

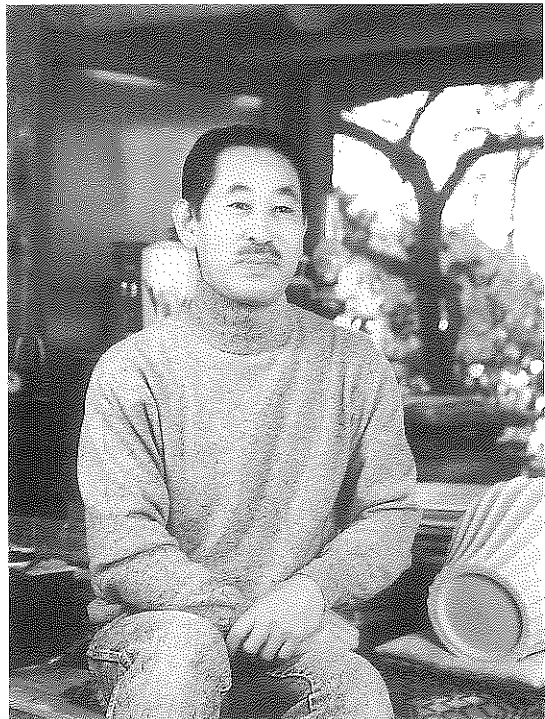
取、シノギ、彫といった装飾技法が、緻密な構成のもとに過不足なく施されていて、それによって李朝や中国の宋・元の白磁とも違った、作者特有の白磁を作りだしている。

氏はそうした白磁制作とともに、昭和四十年代後半から染付や色絵も試みるようになる。数年の研究を経て、昭和五十年、第二十二回日本伝統工芸展に初めて色絵による「色絵藏文大皿」を出品、以来白磁とともに、今日まで日本伝統工芸展などに色絵の出品も精力的に続ける。竹中氏は絵付文様を作るに当たって、富本憲吉のいう「文様より文様を作らず」の言葉を念頭に、まず多くのスケッチを手がけ、それを基礎に文様を創造する。古典の研究を踏まえ、スケッチの果てにこなれた自分の文様を作り出すために精進する氏の姿勢には、近代陶芸の父ともいわれる富本憲吉の強い影響が見られるが、近年は徹底した写生を経て、絵画性に富んだ文様を生み出しており、今後さらなるその展開が期待される。

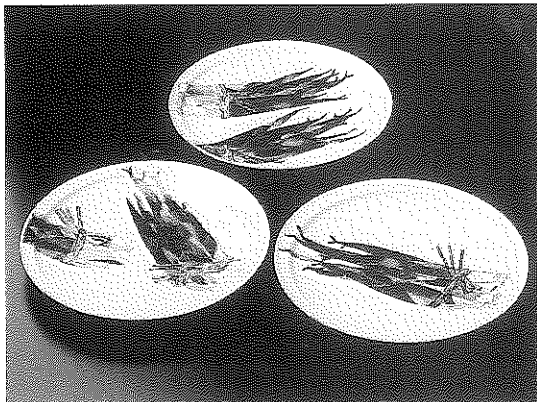
竹中氏は、陶芸を志した当初から現在に至るまで、文房具に深い理解と関心を示している。制作の合間に楽しむ余技として始めた文房具だったが、独立した翌年の昭和四十六年には早くも文房具の個展を開いている。その制作領域は広く、硯、水滴、墨床、筆管、筆筒、筆入、筆架、筆洗などあらゆる種類を手がけ、高度な技倆を示しており、平成七年には、白磁、染付、色絵による文房具一式が東京国立近代美術館に収蔵されている。

昭和五十八年、アメリカのスミソニアン博物館やイギリスのヴィクトリア&アルバート博物館などで行われた「ジャパニーズ・セラミックス・トゥデイ」展や、平成七年、イギリスのヴィクトリア&アルバート博物館で行われた「ジャパニーズ・スタジオ・クラフト」展に白磁面取大壺が陳列されるなど、海外でも高い評価を受けている。また、公募展への出品のかたわら、毎年精力的に個展によって作品を発表しており、その存在は重要である。

(原田三壽)



竹中 浩



色絵竹の子文皿

無形民俗文化財

東一口のトンド

(登録)

久世郡久御山町大字東一口
本当座、御幣座、御箸座

久御山町東一口は旧巨椋池西岸に位置し、昭和初年からの干拓により池がなくなるまでは古来より漁業を生業の中心とした地区であった。同町森字宮東に鎮座する玉田神社は、旧御牧村八か村の郷社であり、近世以来各村ごとに郷宮座が形成され、今日まで祭祀が続けられている。東一口もその一つで、ここには、本当座、御幣座、御箸座の三座がある。地区の人はいずれかの座に属する村座であり、宮座ごとに行う様々な行事のうち、毎年一月十五日には三座合同でトンドを行っている。

トンドは、本当座の当人が中心となり、本当座、御幣座、御箸座の各当人、御礼、見習などで準備を行う。一月八日頃、本当座の当人の家に三座の当人が集まり、トンドの笠あみをするほか、トンドの先端につける御幣作り、トンドの部材に使う竹を巨椋神社の境内に切りに行くなどの準備を始める。

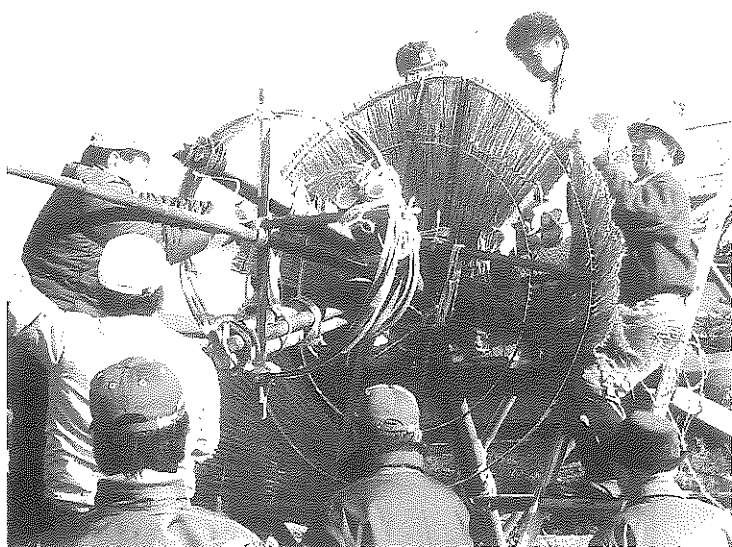
一月十四日から行うトンド立ては、大池神社の横に材料を持ちより、座ごとに分かれて準備を行う。本当座では、当人、御礼、見習以外に、年長者から十人が当たる。本当座は元来、トンドの竹を組み立てる役だが、三座の中で最も戸数が多いので最年長者の当人になるには高齢となるため、仕事としてはヨシなどの下準備を行なっている。御幣座でも当人は年長者から順番に一年間の任期で務めている。各座の当人は十月九日に受け、翌年の十月九日夜に次の人に引き継ぐ。例えば、御幣座では当人になると、家の中に座の祭壇を作り、玄閼にしめ縄を張り、毎日祭壇にお供えをあげ、お参りをするしきたりである。御幣

座では当人、御礼、見習に加えて年長者が八人手伝う。御箸座も同様で、年長者から一年交代で当人を務め、御礼、見習の他警護に当たる五人が手伝いをする。

トンドを作るに当たっては、まず最初に大竹で支柱となる三角形の骨組みを作る。竹の交差する部分に笠をつけ、その上に葉のついた竹を挿し、さらに中央に御幣と扇子をつけた竹を一本高く立てる。トンド内部にはヨシや正月のしめ飾りをつめるが、こまではトンドを倒した状態での作業である。トンドを起こす際は、脚の一本がその年の恵方を向くように立てる。起こしてからさらに内部にしめ飾りを充分つめて、トンドの下部から右回りにわらで作ったしめ縄状のオシメサンを巻いていく。トンドの三本の脚に粥受をとりつけると完成で、高さは約七・五メートルにも達する。その後、袴をつけた三座の当人がトンドに鏡餅を供えにくる。このとき持参する三宝には鏡餅、みかん、干柿をのせており、粥受に小餅を一つずつ供え、御神酒をかけていく。それから一緒に持ってきた小餅をトンドの笠にのるように投げ上げる。当人によるこうした行事が終わると、各家から三宝を持って、粥受に順次お供えしお参りしては笠に餅を投げ上げていく。十五日、深夜十二時頃、三座の当人が鏡餅で作った小豆粥を粥受にあげていくと、同様にこの後各家からも小豆粥をあげにくる。

このような比較的規模の大きいトンド行事は、東一口以外にも同じ町内で旧巨椋池周辺に位置する野村、田井、北川顔、藤和田、相島や近くでは京都市伏見区の水垂にも分布する。いずれも無病息災、家内安全を祈る行事で、構造的には竹で支柱を作り、中にヨシや正月のしめ飾りをつめ、頂上には扇を挿すなど基本的な形態は同じである。その中で、東一口のみ規模も大きく、周囲をオシメサンと呼ぶわらできれいに覆うなど他の地区のトンドとは異なった点があり注目される。

トンドは左義長とも呼ばれ、小正月に無病息災などを祈って全国的に広く行われる火の行事である。左義長は、古来宮中では正月十五日あるいは十八日に清涼殿の東庭で、青竹を三本束ねて立て、その上に扇や短冊を括りつけ、周りで陰陽師や唱門師が囃す中燃やす行事であった。こうした行事は時代が下るにつれ、公家、武家から次第に庶民

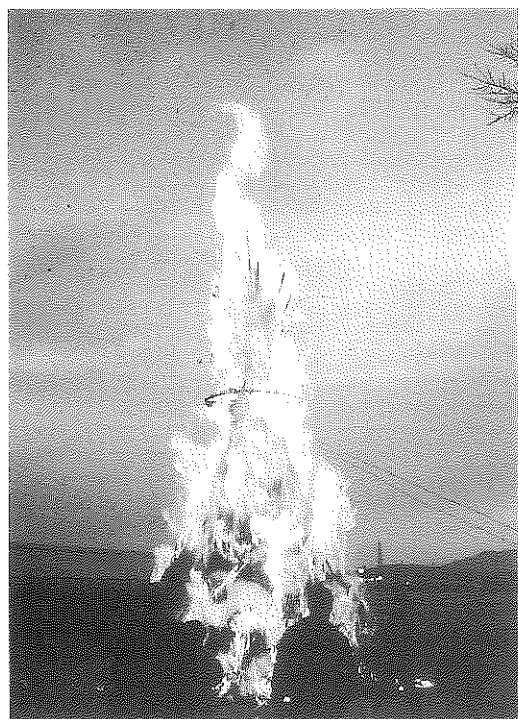


笠のとりつけ

まで広がっていった。その様子は、例えば下京区光円寺に伝わる「紙本著色京洛月次風俗図扇面流」に描かれるトンドの周辺で囃子物を行う図や上杉本「洛中洛外図屏風」の松永弾正邸前にトンドを三本立てた描写などでも明らかであり、また他の近世絵画や文書資料からも庶民に至るまで広く流行した行事であったことがわかる。

東一口のトンドは、トンド自体の構造からこうした左義長行事の流れをくむことは明らかであるが、祭の執行が宮座の役割分担によって行われるなど民俗的にも興味深く、資料的な価値が高く重要である。

(原田三壽)



燃え上がるトンド



ほぼでき上がったところ

文化財環境保全地区

天満宮文化財環境保全地区

相楽郡和東町大字園小字大塚四番他

宗教法人 天満宮

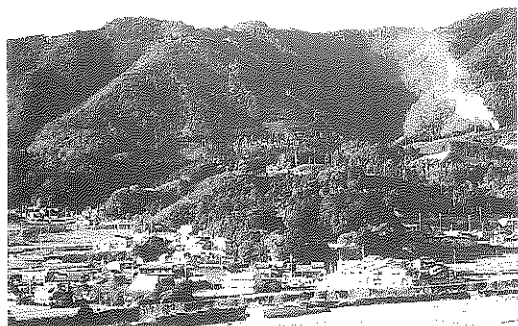
(決定)

天満宮は和東町の中央部、園の集落の東端に位置する。祭神は菅原道真で、社伝によれば永観年間（九八三―九八五）の勧請とも、あるいは建長三年（一二五一）の勧請ともいう。中・近世には和東杣の惣社であったといい、明治になると郷社に列せられた。

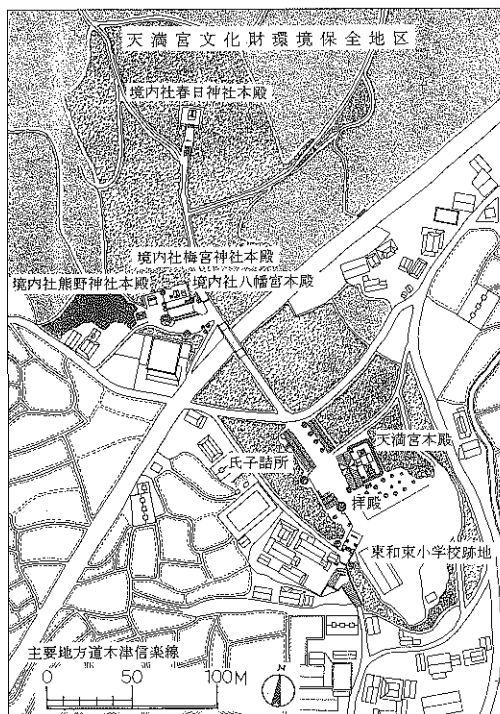
境内地は鷲峰山の山裾にあたる丘陵地上にある。丘陵地は南北に細長く、盆地に半島状に突き出しているため、水田と茶畑に囲まれて社叢が広がる姿を遠くからもよく見渡すことができる。

境内は丘陵地のほぼ南端を正面としていて。参道の石段を登り鳥居を過ぎると、白砂敷きの広場を中心に本殿や拝殿など主要な建物が建ち並び一画となる。このうち、本殿は貞和四年（一三四八）に建立された一間社流造で、重要文化財に指定されている。

本殿のある一画から北に向かつては境内社への参道が続く。参道は約二〇〇mの長さがあり、途中府道を陸橋で横断している。この陸橋付近のやや開けた場所には、梅宮神社本殿をはじめ八幡宮社本殿や熊野神社本殿などが建ち並ぶ。また、参道の



地区遠景



地区周辺図

最も奥には春日神社本殿が建つ。これらの境内社のうち春日神社本殿と梅宮神社本殿は、近世初頭に建立された一間社春日造で、和東町内では天満宮本殿に次いで古いほか、細部意匠に地味的な特徴を持つなど、価値の高い神社建築である。

そして、これらの社殿を取り囲むように、境内地の周囲には鬱蒼とした社叢が広がる。社叢はほとんどがスギやヒノキの植林であるが、一部ではシイが成育している。この社叢は、境内地と周辺地域とを区画するとともに各社殿の背景としても機能しており、神域らしい森厳な雰囲気を出すうえで欠かせないものとなっている。

以上のように、天満宮には多くの優れた有形文化財が周辺環境と一体となって保存されている。よって、境内社春日神社本殿及び境内社梅宮神社本殿の府有形登録文化財への登録にともない、境内地約三・六ヘクタールを文化財環境保全地区として決定し、文化財の周辺環境についても保全を図っていくものである。

(島田 豊)

京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

(平成8年7月5日現在)

種別	有形文化財																	無形文化財		民俗文化財				史跡		名勝		天然記念物		小計		花巻県史		決定		合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	美術工芸品																			有形		無形																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
市町村	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定

※ 国指定文化財に指定されたため京都府の指定(登録)が解除(取消し)となった件数、重要文化財及び府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により府の登録が取消しとなった件数は含まない。

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区及び選定保存技術件数一覧

(平成8年7月5日現在)

種別 区分	年度	建造物		美術工芸品							無形文化財	有形民俗文化財	無形文化財			記念物				合計	保全地区 文化財環境	選定保存技術 (選定)	総合 合計	
		件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料			小計	風俗慣習	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物					小計
指定	57	△1 9	△5 16	2	4	7	△1 1	△1 1			△2 15	(認定1) 1		△1 1	3	△1 4	6	3	2	11	△4 40	15		△4 55
	58	△2 9	△3 22	6	4	4		2	1	17			2	4	6	2	3	1	6	△2 38	9		△2 47	
	59	△1 7	△3 18	3	3	2		1	1	△1 10		1	1	6	7	2	3	1	△1 6	△3 31	11		△3 42	
	60	△1 7	△2 11	3	3	2		△1 2	1	△1 11						2	1	2	5	△2 23	4		△2 27	
	61	△1 10	△13 39		1		1	1		3						2	1	2	5	△1 18	5		△1 23	
	62	3	8	3	3			△1 4	2		△1 12						1	1	1	3	△1 18	4		△1 22
	63	3	11	3	3	1		3	1	11							1	1	2	16	1	(認定2) 1	18	
	元	4	9	2	1			△1 2	1	1	△1 7	(認定1) △1 2	1					1	1	2	△2 16	1		△2 17
	2	1	1	1	1	4		5	1	12			3		3		1	1	2	18	2	(認定2) △1 2	△1 22	
	3	6	12	3	2	4	2	1		12	(認定4) 4									22		(認定1) 1	23	
	4	4	16	1	1				1	3						1			1	2	9	1		10
	5	5	13	1	1	1	1		1	5							1		1	11	1		12	
	6	2	9	2	2	1		3		1	9	(認定2) 2					1			1	14	1		15
	7	2	6		2	2		2	1	2	9	(認定2) 1								12	1		13	
	計	△6 72	△26 191	30	31	28	△1 5	△4 27	△1 11	4	△6 136	(認定10) △1 10	2	△1 7	13	△1 20	17	△1 16	13	△1 46	△15 286	56	(認定5) △1 4	(認定15) △16 346
登録	57	△2 25	△7 44	5	△1 2	4		1			△1 12				6	6					△3 43			△3 43
	58	7	11		2	1				3				4	4			5	5	19			19	
	59	△1 11	△1 15		2					2				5	5			1	1	△1 19			△1 19	
	60	5	11		2					2		1	1	5	6					14			14	
	61	6	9	1	1	2		2	1	1	8			6	3	9				23			23	
	62	4	10			2		2		4		2	5	1	6					16			16	
	63	1	5										4	1	5					6			6	
	元	2	8		1					1		4	2	3	5					12			12	
	2	2	2	2						2		1		3	3					8			8	
	3	1	1											2	2					3			3	
	4	△1 4	△1 5					3		3				2	2					△1 9			△1 9	
	5	1	1											2	2					3			3	
	6	2	3											1	1					3			3	
	7	2	3										1		1					3			3	
	計	△4 73	△9 128	8	△1 10	9		8	1	1	△1 37	(認定10) △1 10	8	19	38	57			6	6	△5 181			△5 178
合計	△6 145	△26 319	38	△1 41	37	△1 5	△4 35	△1 12	5	△6 173		10	△1 26	51	△1 77	17	△1 16	19	△1 52	△5 467	56	(認定5) △1 4	(認定15) △16 527	

- (注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
 (2) △印は、重要文化財等に指定されたため、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (3) △印は、重要文化財等又は府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により、京都府の登録が取消となった件数(棟数)で内数である。
 (4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

京都の文化財（第十四集）

平成九年三月発行

編集発行 京都府教育委員会